

令和元年度林野庁補助事業

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」普及促進事業のうち

協議会による普及啓発活動

令和元年度
協議会による普及啓発活動
報告書

令和2年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は、令和元年度「協議会による普及啓発活動」の成果概要を記述したものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため、平成 18 年度から木材関係団体等の協力も得ながら「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取り組んできた。林野庁が平成 18 年に定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、現在では全国 150 の認定団体から認定を受けた約 12,000 の事業者が合法木材を供給している。さらに、この取組が始まってから 10 年後の平成 28 年 5 月に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）」が成立し、合法木材を取り巻く環境も大きな転機を迎えることとなった。

この法律を適切に運用していくためには、合法伐採木材を使うことの意義を木材関連事業者のみならず、広く一般の消費者にも正しく理解してもらうことが重要になってくる。今年度の事業では、木材関連事業者、消費者向けの普及活動を実施するとともに、全国及び地方で合法伐採木材利用促進のための協議会を開催して検討を行った。

本報告書がクリーンウッド法の理解・普及と、合法伐採木材の一層の利用の促進のための一助になれば幸いである。

令和 2 年 3 月

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長 鈴木 和 雄

**令和元年度「クリーンウッド」普及促進のうち
協議会による普及啓発活動
報告書 目次**

はじめに

第1章 概要

1 事業の骨子	1
2 取組の成果と報告書の構成 (年間スケジュール)	3

第2章 全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催

1 合法伐採木材利用促進全国協議会の開催	
(1) 開催概要	4
(2) 開催結果報告	4
2 都道府県レベルの協議会（地方協議会）の開催	
(1) 開催概要	15
(2) 開催結果報告	15

第3章 全国レベルでの合法伐採木材等の普及啓発活動

1 ウッドワンダーランドへの出展	19
2 ジャパンホームショー2019 への出展	19
3 Wood コレクション（モクコレ）令和元年への出展	20

巻末資料

1 合法伐採木材利用促進全国協議会における林野庁説明資料	25
2 地方協議会における全木連説明資料	39
3 富山県合法木材普及促進地域協議会規約	57

第1章 概要

1 事業の骨子

平成18年に林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（以下ガイドライン）」に基づき合法証明がなされた木材・木材製品（以下「合法木材」という。）の供給体制は、令和2年3月末で12,000社を超え、全国各地でその整備が進展している。合法木材は、グリーン購入法に基づく公共調達の対象となっているのみならず、一般住宅についても建築施工や木材製品の製造に係る幅広い関係者に普及拡大している。

また、平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）が施行され、木材関連事業者は、自らが取り扱う木材、木材製品について、その合法性を確認することが求められることとなった。この法律の中で新たに登録制度がつくられ、登録木材関連事業者の数も令和2年3月時点で400社を超えるまでに増えてきた。

このような状況の中、クリーンウッド法に基づいた合法伐採木材の確認を行う際の課題や、実効性が高く効率的な取組とするための工夫・方策等について意見交換・情報交換等を行うための全国及び都道府県レベルでの協議会を開催するとともに、広く事業者・一般消費者へのクリーンウッド法の意義や合法伐採木材の理解・周知のための普及啓発活動を行った。

2 取り組みの成果と報告書の構成

(1) 全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催（第2章）

林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体等、登録実施機関、クリーンウッド法に関する海外調査事業実施団体等による、合法伐採木材利用促進全国協議会を年度内に2回（8月、2020年3月）開催した。

また、全国協議会の開催を受けて、都道府県レベルで合法伐採木材の利用促進を進めるための認定団体等からの出席者からなる地方協議会を、全国5カ所（北海道、宮城県、山梨県、富山県、宮崎県）で開催した。

(2) 全国レベルでの合法伐採木材等の普及啓発活動（第3章）

事業者及び一般消費者に広く合法伐採木材の普及を行い、クリーンウッド法の周知を進めて合法伐採木材の利用促進を図るための全国レベルの展示会に出展して普及啓発活動を実施した。

① ウッドワンダーランド2019（日本木工機械展の併催展示会）

2019年10月 ポートメッセなごや（愛知県名古屋市）

② **Japan Home & Building Show 2019** ふるさと建材・家具見本市

2019年11月 東京ビッグサイト（東京都江東区）

③ **WOOD コレクション**（モクコレ）令和元年

2019年12月 東京ビッグサイト（東京都江東区）

令和元年度協議会による普及啓発活動事業 <年間スケジュール>

	全国レベルの協議会 の開催	都道府県レベルの協議会の 開催	全国レベルの展示会での普及啓発
2019年4月			
5月			
6月			
7月			
8月	29日 全国協議会 (第1回)		
9月			
10月			3～6日 ウッドワンダーランド2019
11月			13～15日 Japan Home & Building Show 2019
12月			10～11日 Woodコレクション(モク コレ)令和元年
2020年1月		24日 地方協議会(宮崎県)	
2月		地方協議会(5日:宮城県、7 日:富山県、14日:山梨県)	
3月	6日 全国協議会 (第2回)	10日 地方協議会(北海道)	

第2章 全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催

1 合法伐採木材利用促進全国協議会の開催

(1) 開催概要

クリーンウッド法の円滑な運用に資するとともに、合法伐採木材の利用を促進するための方策・課題等を検討するための協議会（合法伐採木材利用促進全国協議会）を設置し会議を2回（8月、2020年3月）開催した。

全国協議会には、林野庁ガイドラインに基づき全国を対象として合法木材供給事業者の認定を行っている認定団体、登録実施機関、クリーンウッド法の海外関連情報の調査事業実施団体、環境NGO等からそれぞれ約30名が出席した。また、主管官庁（林野庁、経済産業省、国土交通省）からも担当者に出席いただき、出席者と合法伐採木材利用促進の課題等について検討を行った。

(2) 開催結果報告

1) 第1回合法伐採木材利用促進全国協議会

【主催】 一般社団法人 全国木材組合連合
【日時】 2019（令和元）年8月29日（木） 15時00分～16時30分
【場所】 商工会館6階G会議室
東京都千代田区霞が関3-4-2

【参加者】（敬称略）

○合法木材供給事業者中央認定団体

日本合板商業組合 常務理事兼事務局長 金井 誠

日本合板工業組合連合会 専務理事 川喜多 進

日本プリント・カラー合板工業組合 事務局 前島 礼子

日本木材輸入協会 専務理事 岡田 清隆

（一社）木材表示推進協議会 審査委員長 喜多山 繁

〃 事業部長 細貝 一則

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 専務理事 矢内 公男

全国森林組合連合会 林政担当部長 石澤 尚史

〃 林政・指導課担当課長 清水 俊雄

日本集成材工業協同組合 専務理事 清水 邦夫

（一社）全日本木材市場連盟 専務理事 小合 信也

〃 事務局長 立花 登

全国素材生産業協同組合連合会（兼 全国国有林造林生産業連絡協議会）

事務局長 山下 誠

（一社）日本林業経営者協会 専務理事 山崎 信介

- (一社) 全国木材市売買方組合連盟 事務局長 草野 洋
- (一社) 全国木造住宅機械プレカット協会 常務理事 下堂 健次
- (一社) 日本 LVL 協会 事務局長 小原 文悟
- (一社) 日本フローリング工業会 (兼 日本複合・防音床材工業会)
専務理事 阿久津 聡

- 全国木材チップ工業連合会 専務理事 大迫 敏裕
- (一社) 日本オフィス家具協会 事務局長 斎藤 忠廣
- (一社) 日本家具産業振興会 専務理事 丸山 郁夫
- (一社) ウッドマイルズフォーラム 理事長 藤原 敬

○クリーンウッド法登録実施機関

- (公財) 日本合板検査会 専務理事 尾方 伸次
〃 登録部長 坂本 龍二
- (公財) 日本住宅・木材技術センター 首席研究員 辻 祐司
- (一財) 日本ガス機器検査協会 環境検証室長 柳澤 衛
- (一財) 日本森林技術協会 CW 法登録業務室 三宅 芳博
- (一社) 北海道林産物検査会 事務局長 南田 英樹

○海外調査機関

- (一社) 日本森林技術協会 事業部国際協力G 主任技師 松本 淳一郎
- (公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES) 主任研究員 山ノ下 麻木乃

○環境 NGO

- 国際環境 NGO FoE Japan 理事 三柴 淳一

○主管庁

- 経済産業省製造産業局生活製品課 課長補佐 高橋 秀彦
- 国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 課長補佐 一重 喬一郎
- 林野庁林政部木材利用課 課長 長野 麻子
〃 林業・木材産業情報分析官 河野 晃
〃 合法伐採木材利用推進班 課長補佐 山寄 康司
〃 企画調整担当専門職 楠 祐馬

【プログラム】

開会 15:00

挨拶

1. クリーンウッド法の進捗状況について
説明：林野庁木材利用課
2. 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動等に関する意見交換

3. その他

終了 16:30

会議の内容（議事と主な質疑・意見等）は次の通り。

① クリーンウッド法の進捗状況について

林野庁より、資料4（クリーンウッド法の進捗状況について）により説明があった。

[主な質疑・意見]

○クリーン購入法のクリーンウッド法への対応については、従来の林野庁ガイドラインに基づく認定事業者による合法証明のスキームを活かしながら一緒に発展させていくような工夫が必要であると考えます。

② 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動等に関する意見交換

[主な質疑・意見]

○今までは、林野庁ガイドラインに基づく合法証明書を出すため、事業者はサプライヤーにいろいろな情報提供を要求してきた。これは、合法木材供給事業者認定団体が集まってやってきた取組である。今は、クリーンウッド法とダブルトラックの状態で行っているが、両者の関係をサプライヤーなどにどうやって説明していくのか。建築関係の事業者にも理解してもらって、進めていくための方策を検討したい。クリーンウッド法ができて、それまではモノの証明であったものが、法律では人が確認するというところに考え方が変わってきた。合法伐採木材から外れたものをどうやって排除していくか。みんな考えていきたい。

○外国に日本の取組を紹介して理解してもらうことについては、企業が単独で外国の政府やサプライヤー等に説明するのは大変である。ガイドラインを作った時は、政府が外国へ行って現地の政府やサプライヤーに説明する機会を何度も持った。クリーンウッド法では、そのような活動を行っているのか。

→（林野庁）APEC等の国際会議の場で、日本の法律や違法伐採対策について説明しており、本年8月中旬、APEC（EGILAT）の会議がチリであり、説明をしている。また、今年6月に開催されたアジア・パシフィック・フォレスト・ウィークというイベントの中で、米国・豪州・中国等の政府・研究者、NGO等に対して説明をしている。さらに、日・EUや日・韓といった2国間の協議の場で相手国政府に対しては説明をしてきている。

○林野庁ガイドラインの時には、「これからは何が求められるようになるか。」といった説明を現地のサプライヤーに対してやってきた。クリーンウッド法

でも、是非このような取組をしてほしい。

- クリーンウッド法の法律、省令、基本方針等の文書は外国語で公表しているのか。
- (林野庁) クリーンウッド・ナビ HP で英語に翻訳したものを掲載している。
- クリーンウッド法では、木材関連事業者から素材生産業者が外れているが、素材生産業者もカバーして国がチェックできるような体制とすべきである。クリーンウッド法で確認すべきは、伐採時点での合法性が守られているかということだけだが、外国では現地の労働条件の改善や生態系の保護といった観点も対象となっている。合法性に加えて持続可能性を含んだ形にしてほしい。
- (林野庁) 持続可能な森林経営という話では、今年から登録木材関連事業者からの年度報告があがってくることになっているので、どの程度合法性確認がカバーされているのかがわかると思う。また国産材については、森林法を守っていれば持続可能性は担保されていると考えている。SDGs を目指すことについては、今後ますます強まる方向にあり、緩くなることはないと考えている。
- (林野庁) 木材関連事業者に素材生産業者が入っていないが、日本国内の素材生産業者を入れると、外国の素材生産業者も入れざるを得ず、そうするとトレースが極めて困難になる。
- 持続可能性の定義については、諸説あり特定が難しい。東京オリンピック・パラリンピックのときには、別の指標を作って判断した。いろいろな指標が乱立すると、消費者にとってはわかりにくくなる。
- 事業者からよく聞くのは、従来の林野庁ガイドラインとクリーンウッド法の判断基準が微妙に違うということ。法律見直しの際には、わかりやすく一本化されることを望む。日本の木材流通は、サプライチェーンが長い。ガイドラインでは、途中で証明の連鎖が切れてしまうとそこから先は全て証明ができない。川上と川下に同じレベルを求めるのではなく、川上側はレベルを上げて川下側は下げるような措置が必要。第二種木材関連事業者の行う確認は、受動的で、事業者にとってやるインセンティブがない。
- (林野庁) 登録している・いないにかかわらず確認して分別管理する、というのがクリーンウッド法。罰則はないが、講ずべきこととなっている。実態としてやられていないのなら、法律が理解されていないということ。
- 登録していない事業者については、実態が把握できない。そういうところをどうすくい上げるかが問題。
- PEFC の CoC 認証を取得している工務店に話を聞きに行ったところ、主要構造物材の 8 割は FSC 認証材だった。そこでは、自社でルールを作り、決まった

ところからしか仕入れない、とのことだった。また、森林組合や原木市場などでは、合法木材、バイオマス証明材、県産材認証材など多くの種類の分別管理が必要になって、いくつもの土場を確保するのが大変だという話を聞いた。分別して証明書をつけたからと言って高く売れるわけではない。

- インドネシアでは、日本の支援により原木 1 本 1 本をバーコードで管理するシステムを作ったがそれを日本に取り入れてはどうか。
- 林野庁ガイドラインを動かしている事業者にもいろいろな規模の事業者がいる。大企業の中には、社外からの評価を上げるため、SDGs や ESG といった指標を導入したり、監査担当者も入れてきちんとやっているところもあるが、木材の場合にそれをやると膨大なコストがかかる。木材業界では小規模な事業者が圧倒的に多く、そのような仕組みを導入しにくい。ガイドラインの団体認定の仕組みを、クリーンウッド法でも継続してやっていけるようにしてほしい。
- 主管庁が設置した「クリーンウッド法推進連絡会議」では、具体的にどんなことが話し合われたのか。
→ (林野庁) クリーンウッド・ナビ HP の充実、登録に向けたインセンティブの創出、登録促進のためのセミナー・相談会の実施、民間団体や企業(商社)などとの意見交換の実施、信頼性確保のためにどんなことができるかといったことについて話した。
- (登録実施機関) 供給の連鎖が見えにくい。登録の申請者から供給者についての情報があがってこない。また、あがってきた情報の詳しさに差がある(中国産のものを輸入しても、それがどこから供給されたものかの情報を提供する申請者としないところがある)。次回改定の時にその辺を見えるように変えるべき。登録する時、組織を登録するのか、製品(木材自体)を登録するのかがわからなくなっている。製品を登録しても、事業者は「うちは登録事業者…」という説明をする。
→ (林野庁) 第二種木材関連事業で部署・製品単位で登録できるようにしたのは、扱い品目の多さを考慮し徐々に登録内容を広げられるようにしたため。
- 海外の人へのクリーンウッド法の PR について、海外で実施される展示会に出展して説明したり、HP に外国語で登録事業者を紹介してはどうか。
- クリーンウッド法を国の方でどのようにしたいのかが見えてこない。何年でどのくらいのことをやろうとしているのか。我々と省庁で一緒に検討するためにも、本日の会議の様な話し合いをもっと回数を増やし、時間も取ってみんなが意見を言えるような機会を作ってほしい。

最後に、経産省、国交省の方からご意見をいただいた。

経済産業省：施行から 2 年が経過し、運用も軌道に乗ってきた感じがする。消費者も含めた多くの人に知ってもらうことが重要。まだ、認知度は高くないが地道な取り組みが必要。5 年後の見直しについては、より使い易いものになるよう皆さんにご意見をいただきたい。

国土交通省：本日の議論は、川上・川中が中心であった。合法伐採木材を利用することに異を唱える人はいないと思うが、本日のご意見を踏まえると、その手段を効果的、効率的にするには検討の余地があるという印象を受けた。川下の建築関係の事業者団体からは、上流側から合法伐採木材の供給がないと取り組んでいくことが難しいというご意見を頂く。国交省でもできることからやっていくということで、ハウスメーカーや工務店が施主に対してクリーンウッド法を説明するための資料を作成する事業を行うこととしている。



第 1 回合法伐採木材利用促進全国協議会の様子

2) 第 2 回合法伐採木材利用促進全国協議会

【主催】 一般社団法人 全国木材組合連合

【日時】 2020 (令和 2) 年 3 月 6 日 (金) 10 時 30 分～12 時 00 分

【場所】 商工会館 6 階 G 会議室

東京都千代田区霞が関 3-4-2

【参加者】 (敬称略)

○合法木材供給事業者中央認定団体

日本合板商業組合 常務理事兼事務局長 金井 誠

日本プリント・カラー合板工業組合 事務局 前島 礼子

全国銘木連合会 常務理事 酒井 彰

日本木材輸入協会 専務理事 岡田 清隆

(一社) 木材表示推進協議会 会長 岡野 健
全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 専務理事 矢内 公男
日本集成材工業協同組合 事務次長 藤田 誠三
(一社) 全日本木材市場連盟 専務理事 小合 信也
〃 事務局長 立花 登
全国素材生産業協同組合連合会 (兼 全国国有林造林生産業連絡協議会)
事務局長 山下 誠

(一社) 日本林業経営者協会 専務理事 山崎 信介
(一社) 全国木材市売買方組合連盟 事務局長 草野 洋
(一社) 全国木造住宅機械プレカット協会 常務理事 下堂 健次
(一社) 日本 LVL 協会 事務局長 小原 文悟
(一社) 日本フローリング工業会 (兼 日本複合・防音床材工業会)
専務理事 阿久津 聡

全国木材チップ工業連合会 専務理事 大迫 敏裕
(一社) 日本家具産業振興会 専務理事 丸山 郁夫
(一社) 日本家具保証協会 代表理事 岡本 真二
(一社) ウッドマイルズフォーラム 理事長 藤原 敬

○クリーンウッド法登録実施機関

(公財) 日本合板検査会 専務理事 尾方 伸次
〃 登録部長 坂本 龍二
(公財) 日本住宅・木材技術センター 首席研究員 辻 祐司
(一財) 日本ガス機器検査協会 森林・EPA グループ 片瀬 健太郎
(一財) 日本森林技術協会 CW 法登録業務室 三宅 芳博
(一財) 建材試験センター 製品認証本部木材関連登録業務室長 鈴木 敏夫
(一社) 北海道林産物検査会 事務局長 南田 英樹

○海外調査機関

(一社) 日本森林技術協会 事業部国際協力グループ 中村 有紀
(公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES) 研究員 藤崎 泰治
(一社) 全国木材検査・研究協会 調査研究部長 小澤 眞虎人
〃 総務部長 佐々木 亮

○環境 NGO

国際環境 NGO FoE Japan 理事 三柴 淳一

○主管庁

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 課長補佐 一重 喬一郎
〃 係員 櫛田 寛子
林野庁林政部木材利用課 課長 長野 麻子

- 〃 林業・木材産業情報分析官 河野 晃
- 〃 合法伐採木材利用推進班 課長補佐 山寄 康司
- 〃 企画調整担当専門職 楠 祐馬

【プログラム】

開会 10:30

挨拶

1. クリーンウッド法に関する取組状況及び今後の取組予定等について
説明：林野庁木材利用課
2. 地方協議会の実施状況等について
説明：全木連
3. 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動等に関する意見交換
4. その他

終了 12:00

会議の内容（議事と主な質疑・意見等）は次の通り。

① クリーンウッド法に関する取組状況及び今後の取組予定等について

林野庁より、資料（クリーンウッド法に関する取組状況について）に基づき説明があった。また、資料（平成 30 年度登録木材関連事業者の年度報告とりまとめ結果【暫定集計版】）に基づき、初めてとなる年度報告結果の概要について精査途中の暫定版との断りの上、説明があった。

[主な質疑・意見]

- 今回初めて出された年度報告のとりまとめ結果は、今後どのような形で外部に発信していく予定か。
→（林野庁）本日の報告は、現在情報を精査している暫定版となる。今後、内容を精査した上でクリーンウッド・ナビ HP に掲載していく予定。また、来年度以降も毎年のとりまとめ結果をクリーンウッド・ナビ HP に掲載していく予定。
- 今回の報告について、集計結果を精査しているとのことであるが、「合法性の確認ができた割合」が 100%となったものについては、「安心だからもうやなくてよい。」となることが懸念される。
→（林野庁）今回初めてのとりまとめということで、登録実施機関も我々も非常に苦勞した。「合法性の確認ができた割合」については、なぜそのような数字になったのかの原因も含めて、今後登録実施機関とも協議していきたい。確かに今回は、集計した事業者数について言えば、林野庁ガイドラインの団

体認定事業者の数に比べて少ない。今後は、第1種の事業者の登録を増やしていきたい。我々としてもできる限りのことはやっていきたい。

○データを取りまとめるにあたって明らかになった難しさに対して、今後どのように対処していくのか。

→（林野庁）登録実施機関の意見も聞きながら対処していきたい。

○第一種木材関連事業では、樹種も報告することになっているが、樹種はどこまで細分化していくのか。同じ樹種でも国によって名前が異なるものもある。また、「伐採国」とは、その木が伐採された国なのか、それとも加工された国なのか。

→（林野庁）樹種については、事業者からの報告に基づいて整理している。今回の集計でわかってきた問題は、登録実施機関とも相談しながら改善していきたい。

○報告の仕方についての指針のようなものを作ってほしい。ベトナムのラバーウッドなどは、廃材を活用したもので、グリーン購入法では、合法性の証明の対象となっていない。ただし、最近ではバイオマス燃料として輸入量が増えている。バイオマス証明の基準も含めて整理していただければありがたい。

→（林野庁）リサイクル品は合法性確認の対象外だが、確認をしてはいけないということではない。事業者によっては、取り扱っているものすべてについて報告してきているところもあり、そういったものも含めて集計している。集計結果に載っているからといって、すべて法律の対象となるわけではない。

② 地方協議会の実施状況等について

全木連より、資料（地方協議会の実施状況等、リーフレット、パンフレット等）に基づき今年度事業の実施結果について説明があった。

[主な質疑・意見]

○セミナーをやっていない県、全木連が行っていない県はあるのか。木材業界以外の人にもクリーンウッド法の説明を聞いてほしい。

→（全木連）林野庁ガイドラインの団体認定事業者研修も兼ねてセミナーを行っているので、少なくとも更新期間が来る3年に一回はすべての県で実施している。建築関係の事業者への周知については、木材利用に関する設計士等の集まりに呼ばれた際、クリーンウッド法の話もするようにしている。森林認証についても、オリンピック・パラリンピックの関係で認知度が高まった。合法伐採木材についても、クリーンウッド法という切り口ではなく、ウッド・チェンジに代表されるような「木材を使っていこう」という切り口の中で、合法性が確認できた木材というアプローチもある。川下側の木材に対する関心は確実に高まっている。「木材とはどういったもので、どうやったら使える

のか」と設計士や建築関係者から聞かれることも増えているが、そのときに合法伐採木材のことも伝えられるとよい。

○地方協議会の主な意見の中にもあったが、クリーンウッド法の話は国産材だけを取り扱っている事業者にはピンとこない、という意見は多く聞かれるところ。最近では、日本からの木材輸出も増えており、そういったときにクリーンウッド法の取組は役に立つという説明ができるとよい。外国の NGO などが日本に来た際に、全木連からもそういった観点で PR してもらえると効果があるのでは。

→（全木連）今まで、輸出業者に向けての話はしてこなかった。木材輸出に関しては、地域的な偏りが非常に大きい。また、素材で輸出されるものがほとんど。海外からどれだけのニーズがあるのかよくわからないところもある。以前に、インドネシアやフィリピンから日本の違法伐採対策について問い合わせがあったときは、林野庁ガイドラインを翻訳した資料を渡して理解してもらった。今後はクリーンウッド法についてもそういう方法が必要かもしれない。

③ 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動に関する意見交換

○今回の登録事業者からの報告とりまとめに当たっては、林野庁、登録実施機関の方が大変苦労されたことが分かった。エンドユーザーが「木とはどんなものか」ということがわかることが重要。木を選ぶと、他の材料を選んだ時と何が違ってどう変わってくるのかを知ってもらうことが必要。樹種が違くと耐久性が違ってくる。そういう常識を我々自身が持っていない。どうやったら消費者が関心を持ってくれるかを考える。この事業は、我々の生活を支えてくれる木材を選ぶときに気を付けることを知ってもらうための、息の長い活動が必要となる。

○樹種をきちんと表示することは非常に重要で、消費者にとってもメリットがある。今後は、樹種として何を表示していくのかを決めていくことも必要。

→（林野庁）今回のとりまとめでは、集計の際に非常に苦労した。どのように取引されているかの実態を把握して整理していく必要もある。登録する人は、一歩進んで取り組んでいる人と考えて登録を増やしていきたい。登録すると余計な手間ばかりかかる、ということでは登録は増えない。

昨年の4月から6月にかけて登録が急に増えたのは、外構部の木質化対策支援事業のおかげ。具体的なメリットがあれば、登録は増える。

○別事業で登録推進のための運営委員会を開催した、と説明があったが、この委員会で登録推進のためのどのようなことを決めたのか。

- （全木連）運営委員会では、この事業の効果的な進め方や、この事業で作成する普及資料についての検討を行った。
- 今後登録をしてほしい人はどのような人なのか。大手企業・中小企業なのか第一種・第二種なのか。ターゲットを明確にすることによって、とるべき方法も違ってくる。
- （林野庁）まずは大手企業から、第一種事業から登録してほしい。
- 5年度の見直しに向けて、環境省の環境 DD（デューデリジェンス）の検討会議にも関連付けて考えてもらおうとよい。各企業で作成している環境報告書は内部統制システムの上に作成されている。大手企業はコストも人もかけてそういったことに取り組めるが、中小はそうはいかない。今回の外構部の木質化対策支援事業は、登録事業者が増えるきっかけとなったので、このような事業を継続してもらいたい。制度としては、クリーンウッド法の DD と環境 DD を何らかの形で結び付けていくと、今後企業の経済活動の中にも合法伐採木材の利用が組み込まれていくのではないかと。
- クリーンウッド法のように法律を作って上からやらせる方法もあるが、北米の SPIB の取組は、認証する団体を民間企業が作っている。どうやったら売れるのか、商売をする人と一緒に国が考えていく必要がある。
- 林野庁ガイドラインの合法木材については、業界の取組であったが、外国でも米国の AHEC などそれに対応した動きがあった。

最後に国土交通省、林野庁から一言ずつコメントをいただいた。

国交省：クリーンウッド法に関する国土交通省の取組としては、日本住宅・木材技術センターが補助事業により、建築事業者に対するアンケートを実施した。その結果によると、施主などの一般消費者にクリーンウッド法の認知を広めていく必要があることがわかったが、そういった人たちに法律や合法伐採木材利用の意義を説明するのは難しい。そこで、エンドユーザー向けにクリーンウッド法に関するリーフレットを作成して、事業者に配布することとしている。

林野庁：クリーンウッド法の取組を 3 年やってきたが、法律を作ってきちんとこの問題に対応していることを胸を張って外国に言えるようこれからもやっていきたい。行政のみならず、業界団体にも協力してもらいながら進めていきたい。



第 2 回合法伐採木材利用促進全国協議会の様子

2 都道府県レベルの協議会（地方協議会）の開催

（1）開催概要

前記 1 の全国レベルの協議会の開催を受けて、都道府県レベルで合法伐採木材の利用促進を進めるため、地方協議会を全国 5 カ所（北海道、宮城県、富山県、山梨県、宮崎県）で 2020 年 1 月～3 月にかけて開催した。（昨年度の事業では、山梨県と宮崎県の 2 カ所で開催）

地方協議会には、林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体（県木連、県森連、県素材協等）、木材地区組合、建築・建設団体、行政関係者等が参加して、合法伐採木材の利用促進のための課題を話し合い、情報交換・意識の共有をするとともに、地方における普及啓発活動についての検討を行った。

また、協議会の中には、登録木材関連事業者の企業の方を呼んで講演をしてもらったところもあった。

（2）開催結果報告

以下に、会議の開催順に概要を示す。

① 宮崎県での実施

- ・会議の開催（合法伐採推進協議会幹事会）

開催日：2020 年 1 月 24 日（金）宮崎市内で開催

出席者：県森連、県素材生産協、県木連

※合法伐採の必要性の PR 方法について協議

② 宮城県での実施

- ・会議の開催

開催日：2020 年 2 月 5 日（水）

場所：ホテル白萩「さつき」（宮城県仙台市）

出席者：県森連、森林整備事業協同組合、県木材チップ工業会、県木協、
全木連

③ 富山県での実施

・会議の開催

開催日：2020年2月7日（金）

場所：パレブラン高志会館（富山市）

出席者：森林管理署、行政（富山県農林水産部）、県素材生産組合、県
建築設計監理組合、県森連、県サプライチェーンマネジメント推
進フォーラム、県木連、全木連

※富山県合法木材普及促進地域協議会規約を巻末資料に掲載

④ 山梨県での実施

・会議の開催

開催日：2020年2月14日（金）

場所：山梨県木材会館（甲府市）

出席者：県産材認証センター、県森林協会、県木材製品流通センター協
同組合、県建築士事務所協会、県木造住宅協会、行政（県森林環
境部）、県森連、県内の森林組合、県木材協会、全木連

※会議の中で、クリーンウッド法の登録事業者（静岡県・(株) マルホ
ン）による講演を実施

⑤ 北海道での実施

・会議の開催

開催日：2020年3月10日（火）

場所：第二水産ビル8階会議室（札幌市）

出席者：県木協、県森連、家具組合、全木連

協議会では、全木連から担当者が出席し（宮崎県を除く）、本事業の実施状況、
全国協議会の結果報告、クリーンウッド法の取組状況と登録の現状についての
報告の後、参加者からの意見交換が行われた。

〔協議会の場で行われた主な意見・質疑〕

○素材生産事業者は、クリーンウッド法は自分たちには関係ないと思っている
ところが多い。

○林野庁ガイドラインの認定事業者による合法木材証明は当たり前。さらに、
クリーンウッド法の登録までする必要はない、と考えているところが多い。

○林野庁ガイドラインとクリーンウッド法が併存しているうちは、クリーンウ
ッド法の普及はなかなか進まないのでは。

○クリーンウッド法は、もともと海外の違法伐採材を排除するための法律。外

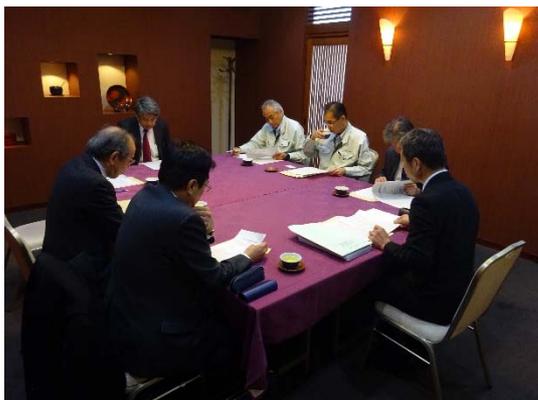
材を扱っていない事業者はぴんとこない。世界を見据えて作った法律に対して、ローカルな商売をしている事業者にとっては、自らのビジネスと結びつけて考えにくい。

- オリンピック・パラリンピックの木材調達については、一時的な話題にはなったが、永続的な取組につながっていない。
- 林野庁ガイドラインの認定のほうが、クリーンウッド法の登録よりも安いのでやりやすい。
- 登録については、出口（販売先）から求められなければ、企業のステータスが上がるといった程度のメリットでは進まない。
- 消費者、建設・建築会社への PR が重要。
- 登録してくれと PR するより、登録が必要となるような状況を作り出していくほうが効果的。
- 登録のインセンティブとなる対策としては、外構部の木質化対策支援事業のような単発ではなく、恒久的な措置が欲しい。
- 現場サイドではなく、企業のトップが動けば登録も進む。

- 合法証明書や県産材の証明書は、客先の求めがないと出さない。
- 森林認証制度とクリーンウッド法を混同している事業者も多く、混乱している状況。
- 設計士、建築業者、市町村の建築担当者・営繕関係者は、クリーンウッド法については、ほとんど知らない。
- 合法伐採木材を使ってもらうには、川下側（建築業者）に PR することが必要。川上川に PR しても広がらない。
- （登録事業者）登録の制度ができてすぐに登録したが、その当時は具体的なメリットはほとんどなかった。しかし、取組が進む中で最近徐々に反応が出てきた感じがする。住宅メーカーが他社との差別化を図る動きの中で、ここ 2～3 年関心を持つところが出始めている。また、エンドユーザーについても、ショールームで我々の取組を丁寧に説明することで、環境に配慮した木材に関心をもって興味深く聞いてくれる人も出てきた。環境意識の高いユーザーに訴求する余地は出てきたと感じる。ただし、まだ認証材だからと言って高く売れる状況にはない。
- 発注する側が、環境を意識した製品を要求することは、まだない。川下の需要を増やせば、その対応として供給側もやるようになる。
- 合法伐採木材を使いたいと思っても、どこに相談したらよいのかわからない。コンサルタント、コーディネーターがいると良い。
- 合法伐採木材を使って家を建てると、住宅ローンの金利が優遇されるという

ような措置があると広がるのでは。
○設計士や建築関係者の集まりの場で、クリーンウッド法や森林認証についての情報提供をしてほしい。

地方協議会の様子（写真）



宮城県での地方協議会



富山県での地方協議会



山梨県での地方協議会



北海道での地方協議会

第3章 全国レベルでの合法伐採木材等の普及啓発活動

大消費地圏で開催されている、木材・建材・住宅関連の全国レベルの展示会に出展し、クリーンウッド法や合法伐採木材についてのPRを行った。各展示会での活動状況の詳細は、以下の通り。

1 ウッドワンダーランド2019への出展

「日本木工機械展／ウッドエコテック 2019」の併催行事として、「ウッドワンダーランド2019」（主催：（一社）日本木工機械工業会）が、令和元年10月3日（木）から6日（日）の4日間、ポートメッセなごや第1展示館（名古屋市港区金城ふ頭）において開催され、会期中全体で約25,000人の来場があった（日本木工機械展／ウッドエコテック 2019 とウッドワンダーランド2019 の合計入場者数）。この展示会に出展し、合法伐採木材の利用促進、クリーンウッド法の周知のためのPR活動を行った。出展に当たっては、合法木材認定団体及び合法木材供給認定事業者の協力を得て実施した。

主な展示等内容は、以下の通り。

- a 合法木材製品（まな板、湯桶、お盆等の小木工品）の展示
- b クリーンウッド法の紹介タペストリーの展示、説明
- c クリーンウッド法の関連資料（パンフレット等）の配布

2 Japan Home & Building Show 2019への出展

令和元年年11月13日（水）から15日（金）に、東京都江東区有明の東京ビッグサイト西展示棟で開催された「Japan Home & Building Show 2019」（主催：（一社）日本能率協会）の中の「ふるさと建材・家具見本市」に、クリーンウッド法及び合法伐採木材の理解度の向上と合法伐採木材の住宅等への利用拡大を目的とし出展した。展示会全体の来場者数は約17,800名であった。この展示会でも、出展に当たっては、合法木材認定団体及び合法木材供給認定事業者の協力を得て、合法伐採木材の木製品の展示等を行って普及PRした。

主な展示等内容は、以下の通り。

- a 合法木材製品（まな板、湯桶、お盆等の小木工品）の展示
- b クリーンウッド法の紹介タペストリーの展示、説明
- c クリーンウッド法の関連資料（パンフレット等）の配布

3 WOOD コレクション（モクコレ） 令和元年への出展

令和元年 12 月 10 日（火）から 11 日（水）に、東京都江東区有明の東京ビッグサイト南 3-4 ホールで開催された「WOOD コレクション（モクコレ）令和元年」（主催：東京都）に、クリーンウッド法及び合法伐採木材の理解度の向上を目的とし出展した。展示会全体の来場者数は約 4,200 名であった。

主な展示等内容は、以下の通り。

- a 合法木材製品（まな板、湯桶、お盆等の小木工品）の展示
- b クリーンウッド法の紹介タペストリーの展示、説明
- c クリーンウッド法の関連資料（パンフレット等）の配布

ウッドワンダーランド 2019 の様子



展示の様子①



展示の様子②

Japan Home & Building Show 2019 の様子



全木連の展示の様子



会場内の様子

WOOD コレクション（モクコレ）令和元年の展示の様子



ブース内展示の様子①



ブース内展示の様子②



オープニングセレモニーの様子

[卷末資料]

- 1 合法伐採木材利用促進全国協議会における林野庁説明資料
 - 1-1 第1回全国協議会
 - 1-2 第2回全国協議会

- 2 地方協議会における全木連説明資料

- 3 富山県合法木材普及促進地域協議会規約

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の進捗状況について

林野庁木材利用課
令和元年8月

クリーンウッド法推進連絡会議

平成30年5月18日に、合法伐採木材等の利用拡大及び木材関連事業者の登録推進に向けて、関係省庁が一体となり、情報交換、意見交換及び推進運動を展開することを目的とする「クリーンウッド法推進連絡会議」を設置。

メンバー：林野庁長官、経済産業省製造産業局長、国土交通省住宅局長

【今年度の開催状況】

開催日：令和元年5月20日

各省のクリーンウッド法推進に向けた取組の進捗状況や課題について議論し、クリーンウッド法推進に向けた当面の取組として下記の内容について三省で確認した。

1. 木材関連事業者が行う合法性の確認等に係る取組
2. 木材関連事業者の登録の促進に向けた取組
3. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に係る取組

生産国における現地情報の収集とクリーンウッド・ナビの充実

平成29年度

- マレーシア（サバ州）
- マレーシア（サラワク州）
- マレーシア（半島部）
- インドネシア
- ベトナム
- 中国
- ペルー
- メキシコ

平成30年度
クリーンウッド・ナビ
掲載済

平成30年度

- ルーマニア
- エストニア
- ラトビア
- イタリア
- 南アフリカ
- フィジー
- フィンランド
- スウェーデン
- フィリピン
- タイ
- ブラジル
- エクアドル
- ラオス

令和元年度
クリーンウッド・ナビ
掲載予定

2

情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

■ 林野庁ホームページ内に公開 <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

国別情報 ※国名をクリックすると各国のページが見られます。

4. 参考資料

- (1) クリーンウッド法関連
 - 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引 (PDF: 0.28MB)
 - 合法伐採木材等が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう本法の内容等を主務省が取りまとめた手引
 - 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A (PDF: 0.23MB)
 - 合法伐採木材等が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう主務省が取りまとめたQ&A
 - 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン（外部リンク）
 - 家具関連事業者が合法性の確認等の取組を行うに当たって、参考となるよう取りまとめたガイドライン。平成29年（2017年）5月に、経済産業省が公表しています。
 - クリーンウッド法の合法性確認に活用できる都道府県管による森林、木材等の認証制度の一覧 (PDF: 0.03MB)

3

木材関連事業者登録推進のためのセミナーと個別相談会

- ▶ クリーンウッド法の普及と登録促進のため、木材関連団体や登録実施機関によるセミナーや個別相談会を開催。（平成30年度）

木材事業者向け

- ▶ 中央及び各都道府県レベルでセミナーを開催した。
- ▶ 専門家派遣等を全国79箇所で行った。



家具事業者向け

- ▶ セミナーを全国8箇所、個別相談会を全国11箇所で行った。
- ▶ 普及啓発資料を作成した。



建築・建設事業者向け

- ▶ セミナーを全国8箇所、個別相談会を全国7箇所で行った。
- ▶ 普及啓発資料を作成した。



4

令和元年度における主な取組

● 生産国における現地情報の収集

- ▶ 大洋州地域
 - ・中国
 - ・ベトナム
 - ・ロシア
 - ・パプアニューギニア
- ・ソロモン諸島 (予定)

● クリーンウッド法定着実態調査

● 追加的措置の先進事例収集

● 「クリーンウッド・ナビ」の充実

● 木材関連事業者登録の推進及び協議会による普及啓発活動への支援

- ▶ 木材関連事業者の登録を促進するため、専門家の派遣、セミナー・個別相談会の開催を支援。（中央・地方都市及び都道府県単位）
- ▶ 全国レベル及び都道府県レベルで、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を目的とした、協議会による普及啓発活動を支援。

5

木材関連事業者 月別登録累計数：件数

【令和元年7月31日現在】

➤ 第1種：155件（うち第2種との同時登録：133件）

➤ 第2種：196件



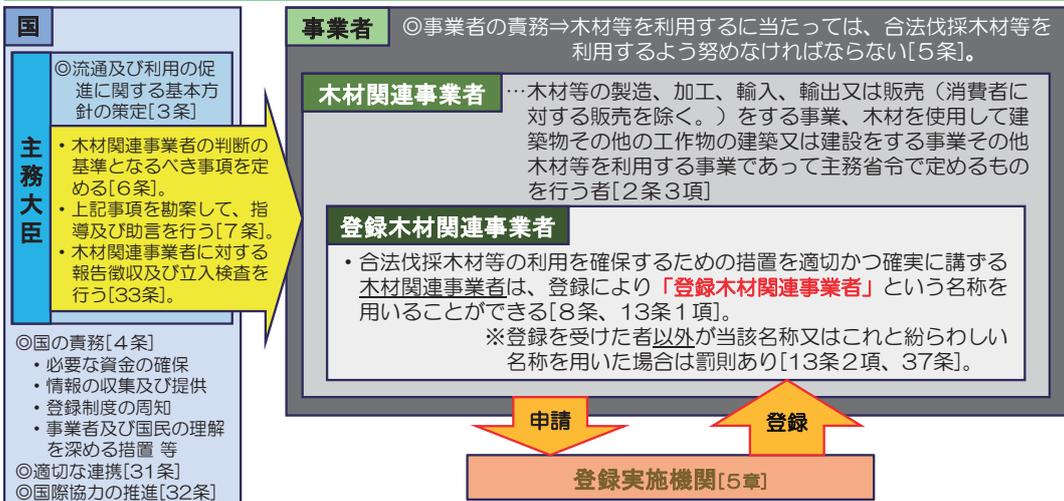
6

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

参考

定義

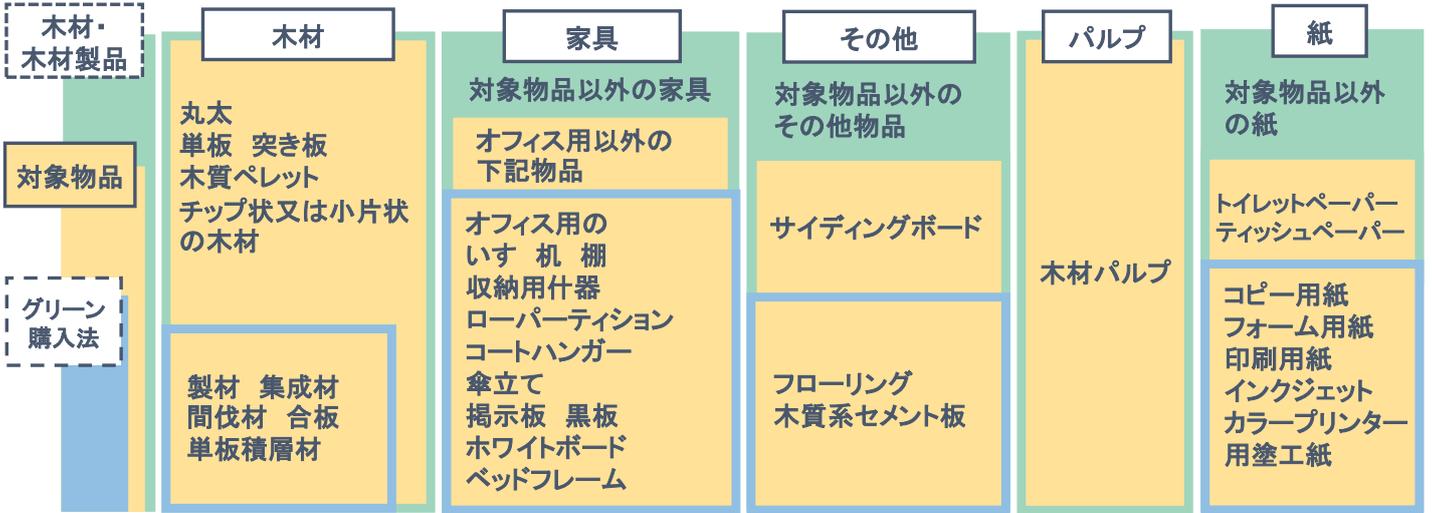
- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
- ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]



※ 施行日：平成29年5月20日 ※ 農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

7

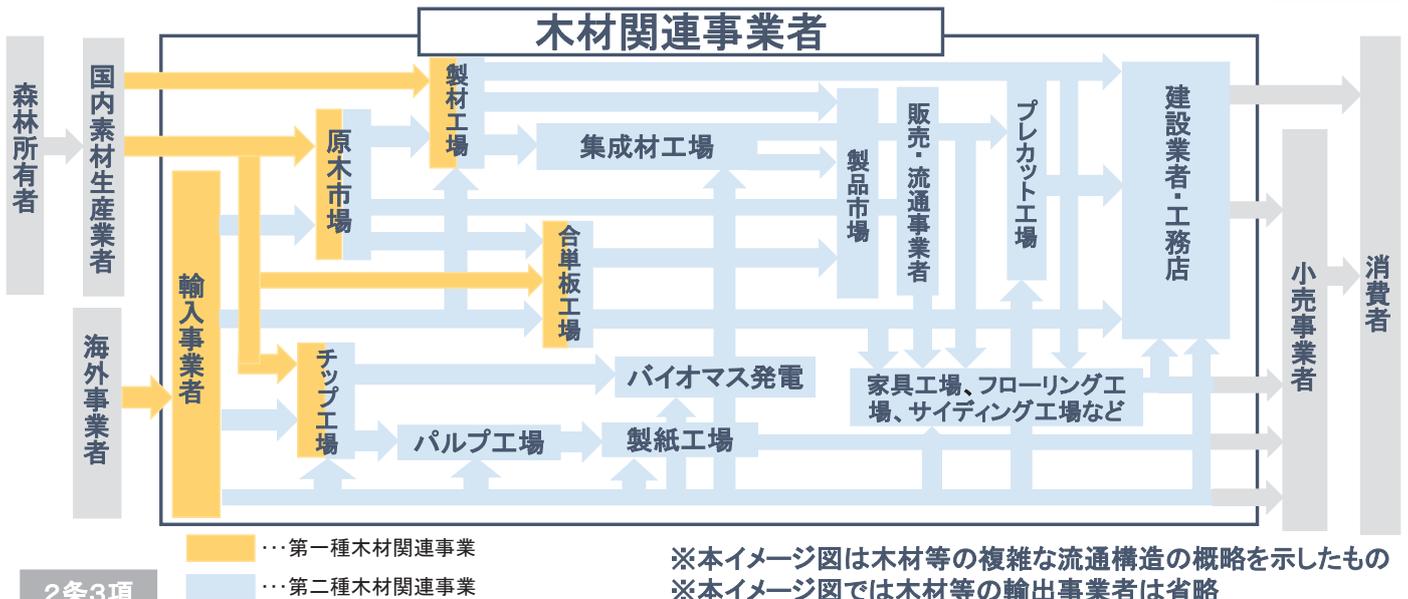
対象物品【2条1項関係】



2条1項

この法律において「木材等」とは、木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】

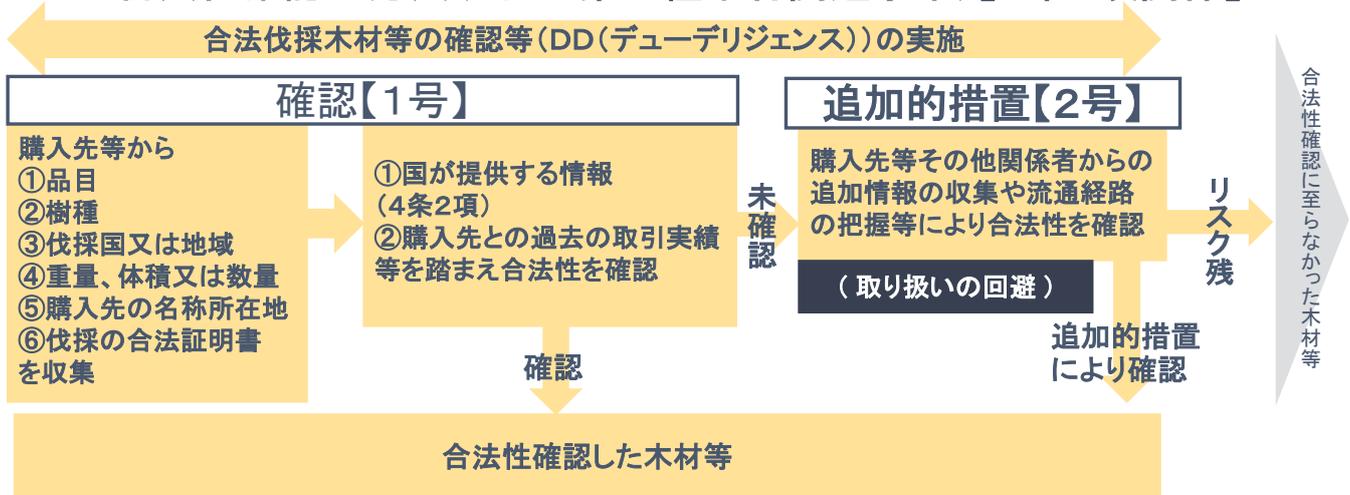


2条3項

この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

合法性確認の方法(川上・第一種木材関連事業)【6条1項関係】

参考



6条1項

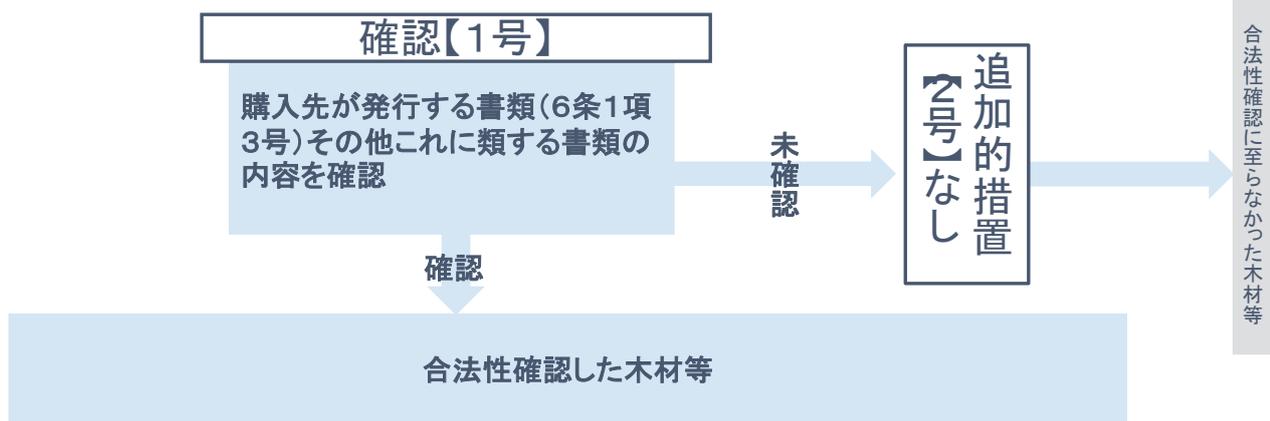
主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

10

合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】

参考



6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

11

登録実施機関一覧(平成30年11月27日時点)

参考

登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象事業
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ⑤名古屋検査所(愛知県名古屋市) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市)	第一種 第二種 (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスをを用いた発電事業
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種 (1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業(②に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種 (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスをを用いた発電事業
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種 (1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスをを用いた発電事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。)
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種 (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスをを用いた発電事業
6	一般社団法人 北海道林産物検査会	北海道札幌市中央区北三条西7-1-5	第一種 第二種 (1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスをを用いた発電事業 (北海道内に本社を有する者が行うものに限る。)

12

クリーンウッド法に基づく材関連事業者の登録一覧(令和元年7月31日現在)

参考

整理番号	登録事業者名	種別	整理番号	登録事業者名	種別
1	住友林業株式会社 木材建材事業本部	第一種、第二種	26	住友林業株式会社	第二種
2	三基型枠工業株式会社	第二種	27	株式会社アサノ不燃	第二種
3	マツシマ木工株式会社	第二種	28	ファーストプライウッド株式会社	第二種
4	ニチハ株式会社	第二種	29	双日と志本林業株式会社	第一種
5	シーシー・ジー株式会社	第二種	30	双日北海道と志本株式会社	第二種
6	株式会社GANZ PLUS	第一種、第二種	31	株式会社キーテック	第二種
7	吉野銘木製造販売株式会社	第一種、第二種	32	株式会社エフトレーディング	第一種、第二種
8	株式会社金幸	第一種、第二種	33	O&Cファイバートレーディング株式会社	第一種、第二種
9	伊藤忠建材株式会社	第一種、第二種	34	王子木材緑化株式会社	第一種、第二種
10	新潟合板振興株式会社	第二種	35	王子グリーンリソース株式会社	第一種、第二種
11	池見林産工業株式会社	第二種	36	王子製紙株式会社	第二種
12	大亜木材株式会社	第一種、第二種	37	王子マテリア株式会社	第二種
13	パナソニック 内装建材株式会社	第二種	38	王子エフテックス株式会社	第二種
14	住友林業フォレストサービス株式会社	第一種、第二種	39	王子イメージングメディア株式会社	第二種
15	株式会社 アイベツ	第一種、第二種	40	王子ネビア株式会社	第二種
16	株式会社ランパーテック工業	第一種、第二種	41	王子キノクロス株式会社	第二種
17	秋田県素材生産流通協同組合	第一種	42	王子グリーンエナジー江別株式会社	第二種
18	株式会社 イクタ	第二種	43	王子グリーンエナジー日南株式会社	第二種
19	ナイスプレカット株式会社	第二種	44	大阪製紙株式会社	第二種
20	株式会社日亜パートナーズ	第一種、第二種	45	大王製紙株式会社	第一種、第二種
21	ナイス株式会社	第一種、第二種	46	中越バルブ工業株式会社	第一種、第二種
22	カリヤアネックス株式会社	第二種	47	中越バルブ木材株式会社	第一種、第二種
23	リセン商事株式会社	第一種、第二種	48	中越緑化株式会社	第一種、第二種
24	有限会社東林業	第一種、第二種	49	特種東海製紙株式会社	第二種
25	株式会社テーオーフォレスト	第一種、第二種	50	新東海製紙株式会社	第一種、第二種

13

参考

整理番号	登録事業者名	種別
51	日本製紙株式会社	第一種、第二種
52	兵庫バルブ工業株式会社	第二種
53	北越コーポレーション株式会社	第一種、第二種
54	北越東洋ファイバー株式会社	第二種
55	丸三製紙株式会社	第二種
56	丸住製紙株式会社	第二種
57	三菱製紙株式会社	第一種、第二種
58	レンゴー株式会社	第一種、第二種
59	レンゴーペーパービジネス株式会社	第一種、第二種
60	日成共益株式会社	第一種、第二種
61	積水ハウス株式会社	第二種
62	佐藤林業 株式会社	第一種、第二種
63	和光木材 株式会社	第二種
64	ウッドファースト株式会社	第二種
65	新潟県森林組合連合会	第一種
66	永大産業株式会社	第一種、第二種
67	ミャンマーチーク販売株式会社	第一種、第二種
68	株式会社 佐藤商店	第二種
69	南海ブライウッド株式会社	第一種、第二種
70	篠崎木工株式会社	第二種
71	丸玉木材株式会社	第一種、第二種
72	阿寒木材株式会社	第一種
73	津別単板協同組合	第二種
74	伊藤忠商事株式会社 生活資材第一部	第一種
75	吉田製材株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
76	株式会社マルホン	第一種、第二種
77	協和木材株式会社	第一種、第二種
78	江間忠木材株式会社	第一種、第二種
79	江間忠ホームコンポネント株式会社	第一種、第二種
80	江間忠ウッドベース株式会社	第二種
81	江間忠ウッドベース鹿島株式会社	第二種
82	江間忠ウッドベース姫路株式会社	第二種
83	株式会社 EWBトーア	第二種
84	江間忠ラムテック株式会社	第二種
85	江間忠ソレックス株式会社	第二種
86	北日本索道株式会社	第一種、第二種
87	ニチハ株式会社	第二種
88	ニチハマテックス株式会社	第二種
89	高萩ニチハ株式会社	第二種
90	朝日ウッドテック株式会社	第二種
91	株式会社 若林木材	第二種
92	大阪府森林組合	第一種、第二種
93	住友林業クレスト株式会社	第二種
94	IOT10マテリア株式会社	第二種
95	K&Kコヤマ株式会社	第二種
96	双日株式会社 林産資源部	第一種
97	株式会社 角繁	第二種
98	アイブライ株式会社	第二種
99	株式会社茶基	第二種
100	佐藤木材工業株式会社	第一種、第二種

14

参考

整理番号	登録事業者名	種別
101	やまさ協同組合	第二種
102	イー・ビー・フローア株式会社	第二種
103	バナソニック株式会社	第二種
104	株式会社 ダイウッド	第二種
105	阪和興業株式会社	第一種
106	株式会社山西	第一種、第二種
107	セトウチ化工株式会社	第二種
108	株式会社ダイフィット	第二種
109	双日建材株式会社	第一種
110	SMB建材株式会社	第一種、第二種
111	株式会社 ティ・エス・シー	第一種、第二種
112	株式会社カリヤ	第二種
113	佐伯広域森林組合	第一種、第二種
114	遠野興産株式会社	第一種
115	株式会社ワイズ・ワイズ	第二種
116	日本製紙木材株式会社	第一種、第二種
117	株式会社ウッドワン	第一種、第二種
118	株式会社エヌ・シー・エヌ	第二種
119	三基東日本株式会社	第二種
120	株式会社トライ・ウッド	第一種、第二種
121	株式会社カンディハウス	第一種、第二種
122	株式会社丸岩	第二種
123	有限会社 勝川木材	第一種、第二種
124	青森県森林組合連合会	第一種、第二種
125	大建工業株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
126	双日九州株式会社	第一種
127	株式会社 日田十条	第一種、第二種
128	株式会社 エコビルド	第二種
129	株式会社 安成工務店	第二種
130	株式会社 第三商行	第二種
131	トリスミ集成材株式会社	第一種、第二種
132	株式会社 メーベルトーコー	第二種
133	院庄林業株式会社	第一種、第二種
134	株式会社 汐見	第二種
135	東亜コルク株式会社	第二種
136	豊永林業株式会社	第一種、第二種
137	株式会社 マルホ	第一種、第二種
138	株式会社シェルター	第二種
139	株式会社新和建設	第二種
140	山佐木材株式会社	第一種、第二種
141	岡部興業株式会社	第二種
142	株式会社 山大	第二種
143	岐阜県木材協同組合連合会	第一種、第二種
144	小原木材株式会社	第二種
145	ジャパン建材株式会社	第一種、第二種
146	株式会社 ノダ	第一種、第二種
147	全国森林組合連合会	第一種、第二種
148	カリモク家具株式会社	第一種、第二種
149	株式会社竹中工務店	第二種
150	株式会社オリエント	第二種

15

参考

整理番号	登録事業者名	種別
151	株式会社 ユニウッドコーポレーション	第一種、第二種
152	株式会社 山長商店	第一種、第二種
153	山長林業株式会社	第一種
154	リンテック株式会社	第一種、第二種
155	株式会社筑紫	第二種
156	株式会社KEY BOARD	第二種
157	青森県森林整備事業協同組合	第一種、第二種
158	昭和住宅株式会社	第二種
159	石巻合板工業株式会社	第一種、第二種
160	稲畑産業株式会社	第一種、第二種
161	池内ベニア株式会社	第一種、第二種
162	日南製材事業協同組合	第一種、第二種
163	名古屋建工株式会社	第二種
164	株式会社ウッドイーコイク	第一種、第二種
165	株式会社鳥取CLT	第一種、第二種
166	宮崎県森林組合連合会	第一種、第二種
167	有限会社梅弘木材	第二種
168	共栄商材株式会社	第二種
169	株式会社菊池木材店	第二種
170	株式会社木村建材店	第二種
171	株式会社鈴木木材店	第二種
172	有限会社高橋林業	第二種
173	株式会社東佳建材店	第二種
174	株式会社成田金物商店	第二種
175	株式会社ミズノ	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
176	ミナミ建材株式会社	第二種
177	株式会社田畑材木店	第二種
178	株式会社宮昇	第二種
179	有限会社最上材木店	第二種
180	有限会社ハウスパートナー平川	第二種
181	株式会社寺沢工務店	第二種
182	株式会社中屋儀右衛門	第二種
183	三浦木材株式会社	第二種
184	有限会社野島材木店	第二種
185	南材木店	第二種
186	ヨシヤ材木店	第二種
187	有限会社宮長材木店	第二種
188	株式会社仙台木材市場	第二種
189	フジ産業株式会社	第一種、第二種
190	株式会社 オロチ	第二種
191	グリーンパークN&M株式会社	第二種
192	ボラテック株式会社	第一種、第二種
193	都城原木市場株式会社	第一種
194	長野県森林組合連合会	第一種
195	秋田県森林組合連合会	第一種
196	広和林業株式会社	第二種
197	金清木材株式会社	第一種、第二種
198	江戸川ウッドテック株式会社	第二種
199	宮澤木材産業株式会社	第一種
200	物林株式会社	第一種、第二種

16

参考

整理番号	登録事業者名	種別
201	有限会社浦山工業	第二種
202	三津橋産業株式会社	第一種、第二種
203	道北ハウジングシステム協同組合	第二種
204	大成産業株式会社	第二種
205	株式会社東京木材相互市場	第一種、第二種
206	岐阜県森林組合連合会	第一種、第二種
207	西垣林業株式会社	第一種、第二種
208	松原産業株式会社	第一種、第二種
209	秋田製材協同組合	第二種
210	ルベシベ木材工業株式会社	第一種、第二種
211	有限会社下村林業	第一種
212	岩手県森林組合連合会	第一種、第二種
213	吉富木材株式会社	第二種
214	タマホーム株式会社	第二種
215	株式会社菅組	第二種
216	島根合板株式会社	第二種
217	協同組合オホーツクウッドピア	第二種
218	株式会社メーブルコア静岡	第二種
219	藤寿産業株式会社	第二種
220	長野県木材協同組合連合会	第二種
221	青森県木材協同組合	第一種、第二種
222	有限会社二和木材	第一種、第二種
223	株式会社FLT三重	第一種、第二種
224	耳川林業事業協同組合	第一種
225	二宮木材株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
226	守屋木材株式会社	第一種、第二種
227	株式会社松本材木店	第二種
228	岸田木材株式会社	第二種
229	パワーホーム香川株式会社	第二種
230	村地総合木材株式会社	第一種、第二種
231	日本製紙パピリア株式会社	第一種、第二種
232	日本製紙クレシア株式会社	第一種、第二種
233	ボラテック西日本株式会社	第二種
234	セブン工業株式会社	第二種
235	株式会社丹治秀工業	第一種、第二種
236	大澤木材株式会社	第一種
237	株式会社奥羽木工所	第二種
238	丸松木材株式会社	第二種
239	株式会社横山建設	第二種
240	金子建設株式会社	第二種
241	株式会社原木木工所	第二種
242	株式会社和	第二種
243	山一興業株式会社	第二種
244	株式会社出雲木材市場	第一種、第二種
245	株式会社近江ボード	第二種
246	株式会社いっこう	第二種
247	京北ブレッカット株式会社	第一種、第二種
248	旭化成ホームズ株式会社	第二種
249	多良木ブレッカット協同組合	第一種、第二種
250	秋田ブライウッド株式会社	第一種、第二種

17

参考

整理番号	登録事業者名	種別
251	株式会社中東	第二種
252	株式会社日本木材	第一種、第二種
253	株式会社小林材木店	第二種
254	エコーウッド富山株式会社	第一種、第二種
255	角田工業株式会社	第二種
256	チューモク株式会社	第一種、第二種
257	アルプス株式会社	第一種、第二種
258	株式会社高嶺木材	第一種、第二種
259	株式会社テオリアランパーテック	第二種
260	株式会社ホーム建材店	第一種、第二種
261	株式会社森のめぐみ工房	第二種
262	ダイセン産業株式会社	第一種、第二種
263	野地木材工業株式会社	第二種
264	有限会社丸宝	第二種
265	平方木材株式会社	第二種
266	株式会社寺島製材所	第二種
267	株式会社榎本林業	第一種、第二種
268	さんもく工業株式会社	第二種
269	井上産業株式会社	第一種、第二種
270	港製器工業株式会社	第二種
271	株式会社黒松製材建設	第二種
272	上原林業株式会社	第二種
273	宮崎木材市場株式会社	第一種、第二種
274	根羽村森林組合	第一種、第二種
275	アオキ	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
276	中西建築	第二種
277	株式会社クリエイイト礼文	第二種
278	山下木材株式会社	第一種、第二種
279	真庭木材市売株式会社	第一種
280	ヤマワ木材株式会社	第二種
281	株式会社リンザイ	第二種
282	有限会社マルヒ製材	第一種、第二種
283	株式会社東京工営	第一種、第二種
284	株式会社葉屋六商店	第二種
285	中本造林株式会社	第一種、第二種
286	株式会社齊藤林業	第二種
287	株式会社志田材木店	第二種
288	株式会社竹内工務店	第二種
289	エコワックス株式会社	第二種
290	株式会社T-plan	第二種
291	株式会社ゲンボク	第一種、第二種
292	株式会社山形城南木材市場	第一種、第二種
293	三又建設株式会社	第一種、第二種
294	久保産業株式会社	第二種
295	株式会社木匠	第二種
296	有限会社建徳	第二種
297	株式会社塚貿易	第一種、第二種
298	株式会社長谷萬	第二種
299	株式会社谷本建設	第二種
300	東洋テックス株式会社	第一種、第二種

18

参考

整理番号	登録事業者名	種別
301	株式会社タイセイ	第二種
302	三井ホーム株式会社	第二種
303	有限会社中昇木材	第一種、第二種
304	有限会社吉野木材	第二種
305	株式会社川上木材	第二種
306	有限会社谷地林業	第二種
307	有限会社マルソウ小林材木店	第二種
308	丸紅株式会社	第一種、第二種
309	株式会社トライリンクス	第一種、第二種
310	有限会社山岩木材	第二種
311	株式会社くりこまくんえん	第一種、第二種
312	株式会社伸栄木材	第一種、第二種
313	有限会社青木製材所	第二種
314	株式会社ハルキ	第二種
315	山一木材工業株式会社	第一種、第二種
316	山誠丸惣ウッド有限会社	第二種
317	株式会社東海木材相互市場	第一種、第二種
318	富士岡山運搬機株式会社	第一種、第二種
319	株式会社ソエル	第二種
320	株式会社三波化粧板	第二種
321	アルプスカラー株式会社	第二種
322	株式会社森建築	第二種
323	株式会社前林	第一種
324	株式会社リメックス	第二種
325	加賀木材株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
326	ウッズスタイルクオリティー株式会社	第二種
327	上田産業株式会社	第二種
328	株式会社藤田木材	第二種
329	美濃清商工株式会社	第二種
330	ときがわ木材有限会社	第一種、第二種
331	須山木材株式会社	第一種、第二種
332	尾崎林産工業株式会社	第一種、第二種
333	十津川村森林組合	第一種
334	住まいのGEN有限会社	第一種、第二種
335	株式会社松井製材所	第二種
336	富山県西部森林組合	第一種
337	株式会社八興	第二種
338	都築木材株式会社	第一種、第二種
339	株式会社キシル	第一種、第二種
340	株式会社大阪木材相互市場	第二種
341	ANA-LOG	第二種
342	株式会社平川木材工業	第二種
343	中田木材工業株式会社	第一種、第二種
344	株式会社ワラビー	第一種、第二種
345	木川木材株式会社	第二種
346	新産住拓株式会社	第二種
347	株式会社クトクコーポレーション	第一種、第二種
348	株式会社すまい工房	第二種
349	有限会社上林建設	第二種
350	株式会社アイテケン	第二種

19

4. 「クリーンウッド」普及促進事業（継続）

【令和元年度予算額 53,728（56,600）千円】

<対策のポイント>

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、①木材関連事業者登録の推進への支援、②協議会による普及啓発活動の支援、③違法伐採関連情報の提供を実施します。

<事業の内容>

1. 「クリーンウッド」普及啓発事業

① 木材関連事業者登録の推進

○ 木材関連事業者の登録を促進するための専門家の派遣、セミナー・個別相談等の開催を支援します。

② 協議会による普及啓発活動

○ 全国レベル及び都道府県レベルにおける合法伐採木材等の流通・利用の促進を目的とした協議会による普及啓発活動を支援します。

2. 違法伐採関連情報の提供

○ 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成29年5月20日施行）

- 国の責務【第4条】
 - ・必要な資金の確保
 - ・国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - ・登録に係る制度の周知
 - ・登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化
- 事業者の責務【第5条】
 - ・木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。
- 木材関連事業者の登録【第8条】
 - ・木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の登録を受けた者（「登録実施機関」）が行う登録を受けることができる。

木材関連事業者登録の推進への支援

○ セミナー等の開催

協議会による普及啓発活動への支援

○ 協議会による普及啓発活動

教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化

違法伐採関連情報の提供【委託】

○ 国別・地域別の違法伐採関連情報の提供

合法伐採木材等の流通・利用の促進

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2496）

クリーンウッド法に関する取組状況及び今後の取組予定

1 令和元年度（平成31年度）実施事業

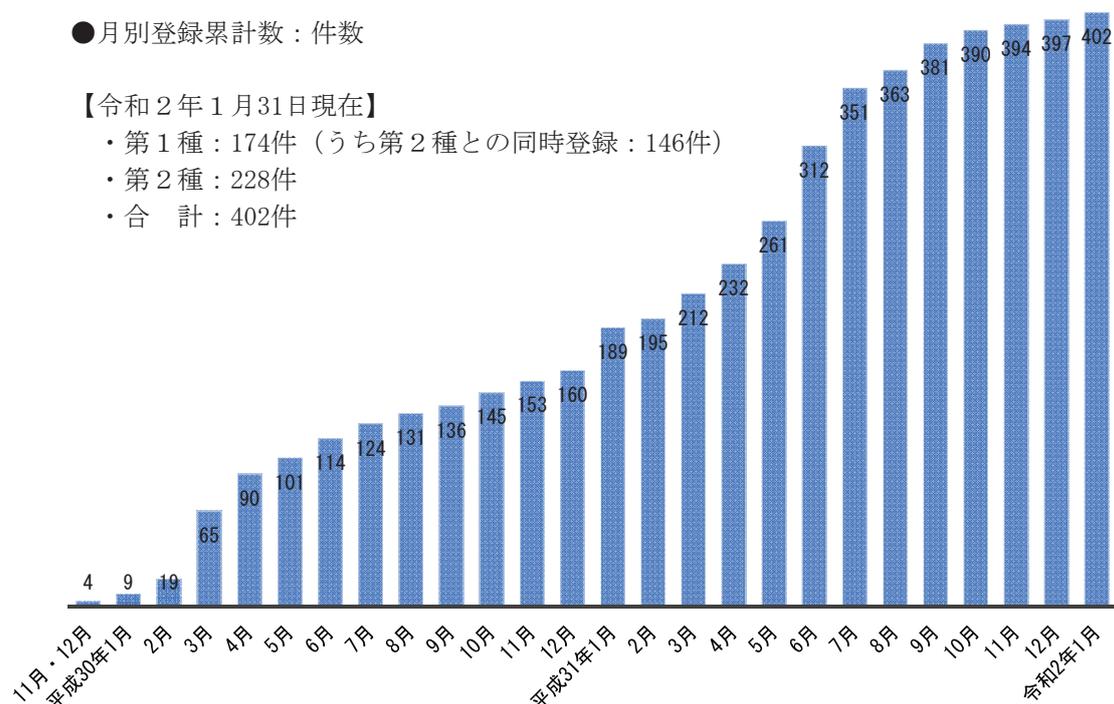
- (1) 生産国における現地情報収集事業（大洋州地域等）【委託】
生産国（パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国）における木材流通や関連法令に関する情報を収集し、「クリーンウッド・ナビ」に掲載（令和2年度中予定）する。
- (2) 追加的措置の先進事例収集事業【委託】
違法伐採対策の関連法令が整備されている国（イギリス、ドイツ、オランダ、フィンランド、スウェーデン）のリスク低減に係る先進事例を調査し、「クリーンウッド・ナビ」に掲載（令和2年度中予定）する。
- (3) クリーンウッド法定着実態調査事業【委託】
国内におけるクリーンウッド法に基づく木材関連事業者が行う合法性の確認や譲り渡しの措置等の取組の実施状況を把握した。
- (4) 違法伐採関連情報の提供【委託】
「クリーンウッド・ナビ」における、国別・地域別法令等情報や生産国の木材流通等に関する更新情報等に関するコンテンツ作成や、ウェブサイトに掲載された情報に関する問い合わせ対応を行った。
- (5) 協議会による普及啓発活動【補助】
全国レベル及び都道府県レベルの協議会を開催し、クリーンウッド法に係る課題等の情報交換及び合法伐採木材等を利用する事業者・消費者への普及手法等に関する意見交換等を実施した。また、展示会等にブースを出展し、合法伐採木材等の普及及びクリーンウッド法の周知を行い、合法伐採木材等の利用促進を図った。
- (6) 木材関連事業者登録の推進【補助】
クリーンウッド法や法に基づく登録の手続き等を説明するセミナーや個別相談会を開催し、木材関連事業者に対する個別の働きかけや登録に向けた指導・助言を行った。また、普及啓発資料を作成し、セミナーや会議等で配布した。

2 林野庁が講師を務めたセミナー

開催日	開催場所	セミナー名	主催
R1. 5.22	東京都	森林セミナー SDGs時代の木材サプライチェーンの新潮流～持続可能な製品市場に対応する木材デュージェンシとは？～	早稲田大学環境総合研究センター W-BRIDGEプロジェクト他
6.28	東京都	JIA-QA FSC認証セミナー	日本ガス機器検査協会
8.27	秋田県能代市	クリーンウッド法セミナー	秋田県木材産業協同組合連合会
10. 1	東京都	クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会	クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
10. 2～3	大分県大分市、日田市	令和元年度木材関連事業者登録促進セミナー	大分県木材協同組合連合会他
10.16	北海道札幌市	クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会	クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
10.25	秋田県秋田市	〃	〃
10.30	東京都	令和元年度登録推進相談会・セミナー	全日本木材市場連合会
11.14	新潟県新潟市	クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会	クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
11.22	宮城県仙台市	〃	〃
11.28	愛知県名古屋市	〃	〃
12. 5	大阪府大阪市	〃	〃
12.12	奈良県橿原市	合法木材供給事業者研修及びクリーンウッド法研修	日本集成材工業協同組合
12.20	岡山県岡山市	クリーンウッド法に基づく登録のためのセミナー・個別相談会	クリーンウッド木材関連事業者登録推進協議会
R2. 1.17	愛媛県松山市	〃	〃
1.24	熊本県熊本市	〃	〃

3 木材関連事業者の登録の推移

●月別登録累計数：件数



4 令和2年度実施予定事業

(1) 海外情報収集事業【委託】

生産国（東欧地域等）における木材流通や関連法令に関する情報の収集及び、違法伐採対策関連法令が整備されている国（アメリカ、オーストラリア等）のリスク低減に係る先進事例を調査し、それぞれ「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

(2) クリーンウッド法定着実態調査事業【委託】

国内におけるクリーンウッド法に基づく木材関連事業者が行う合法性の確認や譲り渡しの措置等の取組について、事業者への現地調査により実施状況を把握する。

(3) 違法伐採関連情報の提供【委託】

「クリーンウッド・ナビ」における、国別・地域別法令等情報や生産国の木材流通等に関する更新情報等に関連するコンテンツ作成や、ウェブサイトに掲載された情報に関する問い合わせ対応を行う。また、掲載済み国別情報の更新（3ヵ国程度）に関する調査等を実施する。

(4) 協議会による普及啓発活動【補助】

全国レベル及び都道府県レベルの協議会を開催し、普及啓発活動を実施する。また、合法伐採木材等の利用促進に向けたキャンペーン等の普及啓発を実施する。

(5) 木材関連事業者登録の推進【補助】

クリーンウッド法に基づく登録の手続き等を説明するセミナーや個別相談会を開催し、木材関連事業者に対する個別の働きかけや登録に向けた指導・助言を行う。また、木材関連事業者の登録促進に必要な普及啓発資料を作成する。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の概要と取組状況について

林野庁木材利用課
令和2年2月

資料の内容

1. 世界の動きとクリーンウッド法の概要
2. これまでの主な取組状況
3. 今年度における主な取組
4. 木材関連事業者の登録状況

1. 世界の動きと クリーンウッド法の概要

世界の動き

環境破壊の進行

気候変動

児童労働などの
人権問題

名古屋議定書の採択 2010
(遺伝資源の利用)

- 2017年8月～我が国で効力発生
- 海外の遺伝資源の適法取得ルール (ABS指針) 施行



SDGsの採択 2015
(持続可能な開発目標)

- 2030年を年限とする17の目標、169のターゲット
- 林業の成長産業化



パリ協定の採択 2015
(気候変動への対応)

- 2050年に温室効果ガス80%減
- 2100年にほぼゼロまたはそれ以下



COP22の様子

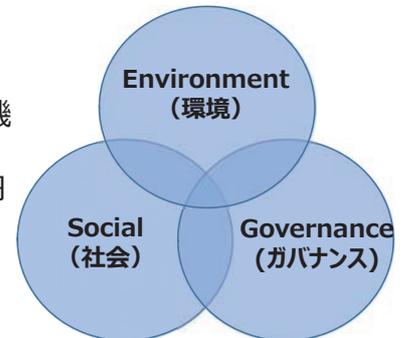
消費者や投資家の動き

反倫理的活動への批判

- 様々な問題がSNS等の発達により拡散しやすい状況
- 反倫理的活動の発覚
→ 株価下落
→ 不買運動
- 対応しないリスク > 対応するコスト

ESG投資家の登場

- 国連の責任投資原則 (PRI)に2,000以上の機関が署名
- 投資総額約3,400兆円 (世界投資の約35%)
- 日本でも2015年9月に GPIFが署名



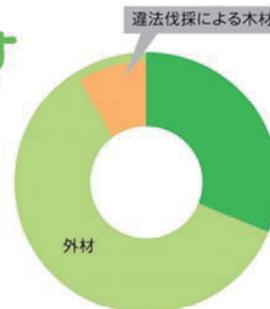
求められる合法性・持続可能性への対応
「見えない価値」が重視



その木材は合法的に伐採されたものですか？
いま、世界的に、
違法伐採が問題になっています

国産材の需要は増加していますが、自給率は34.8%。木材・木材製品の65.2%は輸入に頼っており、そのうちの12%が違法伐採によるものという、英国の調査研究機関の報告*があります。

*資料: CHATHAM HOUSE report, "Trade in Illegal Timber: The Response in Japan", 11.2014.



違法伐採には、
地球環境の悪化をはじめとする
さまざまな悪影響があります



熱帯雨林の例 提供: 森林総合研究所

違法伐採は、自然環境や生態系の破壊をはじめ、その国の木材収入や税収の損失、ゲリラ・テロ組織への資金供給など、さまざまな問題を引き起こします。

違法に伐採された不当に安い木材や、その木材を原料とする製材・加工製品が国際的に流通することにより、持続可能な森林経営のもと生産された木材、製材・加工製品の流通が阻害されるなど、その悪影響は違法伐採が行われている国だけでなく取引先の国にも及びます。

クリーンウッド法制定の経緯

OH17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国)

日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グリーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。

OH18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のためのガイドライン (世界に先駆けて実施)

- ・対象を民間にも拡大
- ・供給側のみならず需要側も対象に

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

OH28(2016) 伊勢志摩サミット

日本における違法伐採対策の強化を発信

○欧米における法律の制定
(米)レイシー法(2008)
(欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など
(豪)違法伐採禁止法(2014)

2018年10月
(韓国)
違法伐採関連
法令施行

EUは日本に対し、違法伐採対策の法制化を働きかけ

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)

- 定義**
- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
 - ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]

国 主務大臣	◎流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]	事業者	◎事業者の責務→木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。
	◎国の責務[4条] ・必要な資金の確保 ・情報の収集及び提供 ・登録制度の周知 ・事業者及び国民の理解を深める措置等 ◎適切な連携[31条] ◎国際協力の推進[32条]		◎登録木材関連事業者 ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。 ※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請 → 登録

登録実施機関[5章]

※ 施行日：平成29年5月20日 ※農林水産省・経済産業省・国土交通省の共管

クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

事業者は

そのために

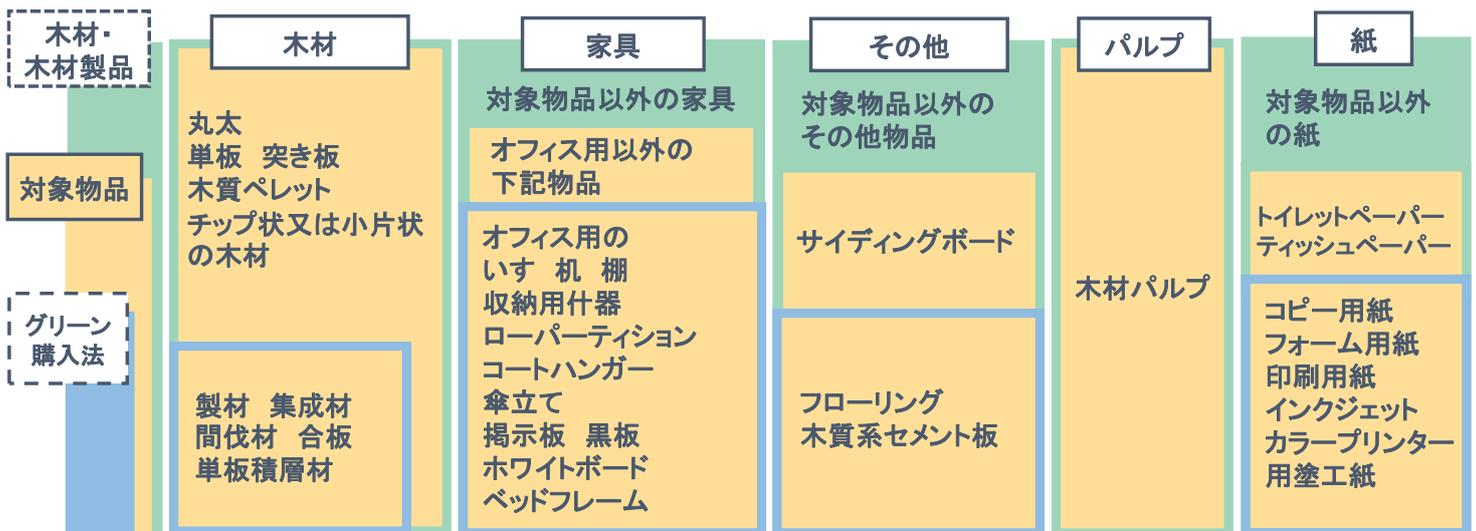
- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス)等)を行う(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実にを行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

国は

そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

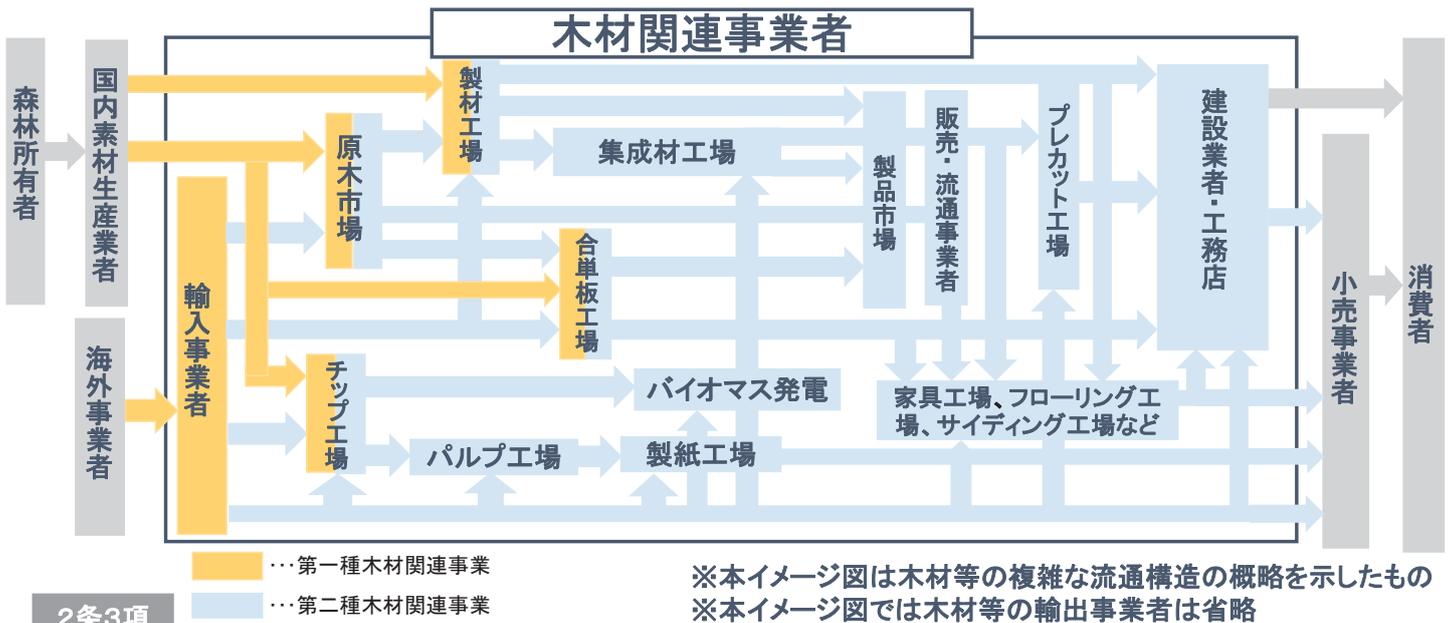
対象物品【2条1項関係】



2条1項

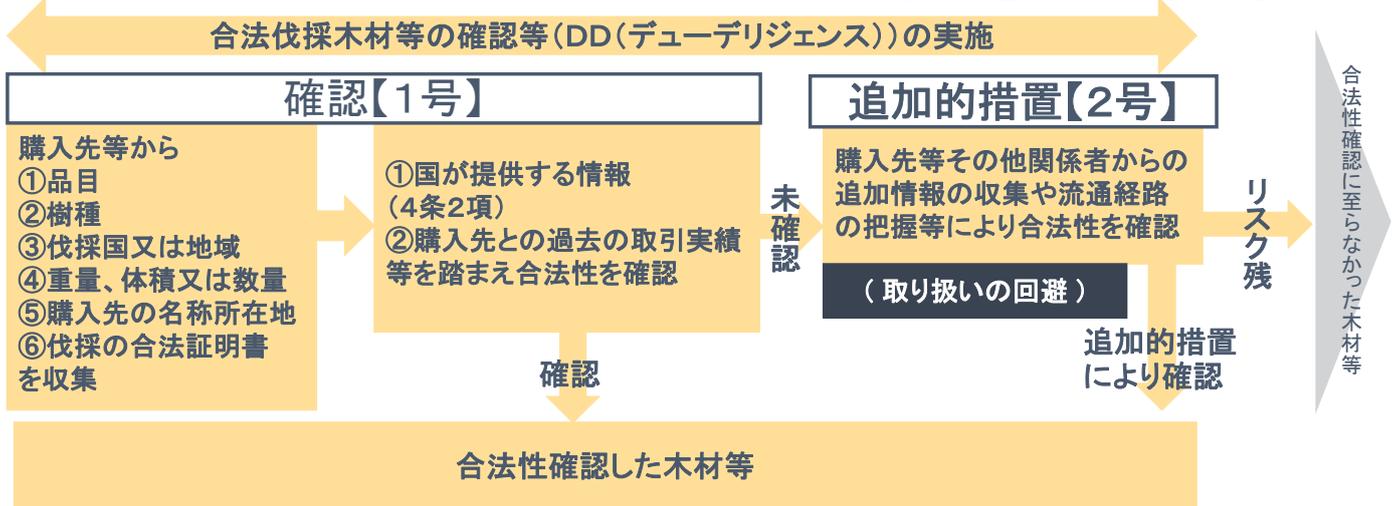
この法律において「木材等」とは、木材(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。)及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であつて主務省令で定めるものを行う者をいう。

合法性確認の方法（川上・第一種木材関連事業）【6条1項関係】

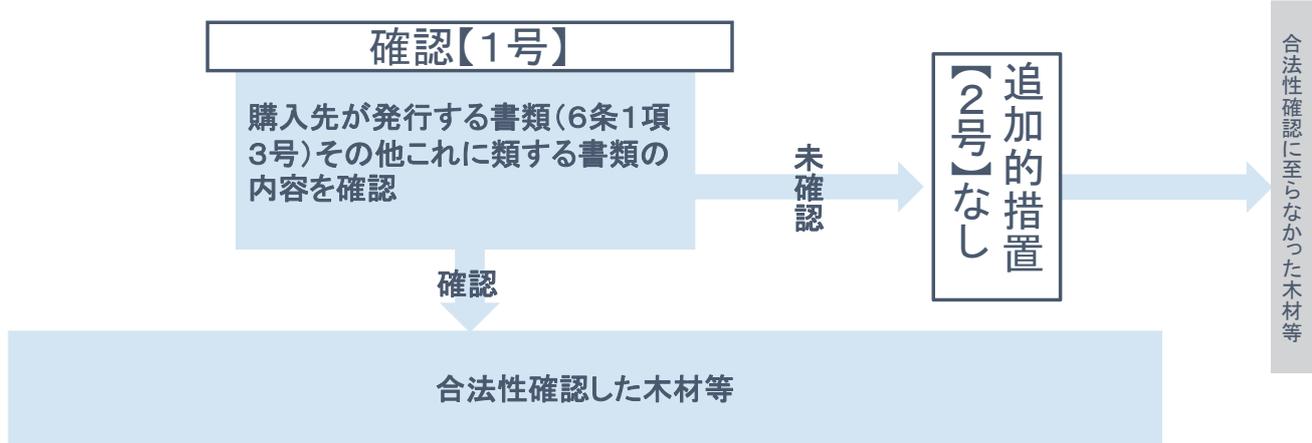


6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることに関する事項
- 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】



6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

譲り渡しの措置に用いる書類の一例

納品書

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇 様

〇〇〇木材株式会社
東京都〇〇区〇〇〇1
登録木材関連事業者
登録番号〇〇-CLW-I-〇号

商品名	長	厚	巾	入数	個数	BL数	数量	材積	備考
スギ AB12345CD	○	●	●	△	▲	□	■	◎	

上記の製品はクリーンウッド法に基づく確認を行い、合法性が確認できたものです。(合法性が確認できなかったものです。)

登録や認定を受けている場合は、その名称と登録番号を記載

木材等について、その合法性の確認を行った旨及びその結果を、**全ての木材関連事業者が必ず記載**

納品書に記載するほか、これらの記載すべき情報の一部をカタログ等で取引先(譲り渡し先)へ提供することも想定されます。

※左記は一例であり、合法性の確認を行った旨及び確認ができた旨については、その旨がわかるように記載されれば、その様式は問いません。(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A(9)1)

判断基準省令第四条

木材関連事業者は、木材等を譲り渡す場合(消費者に譲り渡す場合を除く。)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書類を、当該木材等を譲り受け、又は当該木材等の販売の委託を受ける者に提供することとする。

- 一 第一種木材関連事業を行う者にあつては、第二条第一号若しくは第二号又は前条第一号の規定による**確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨**
- 二 第二種木材関連事業を行う者にあつては、第二条第三号の規定による**確認を行った旨及び合法性の確認ができた場合にはその旨**
- 三 法第八条の木材関連事業者の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく**登録、認証又は認定を受けている者である場合にはその旨**

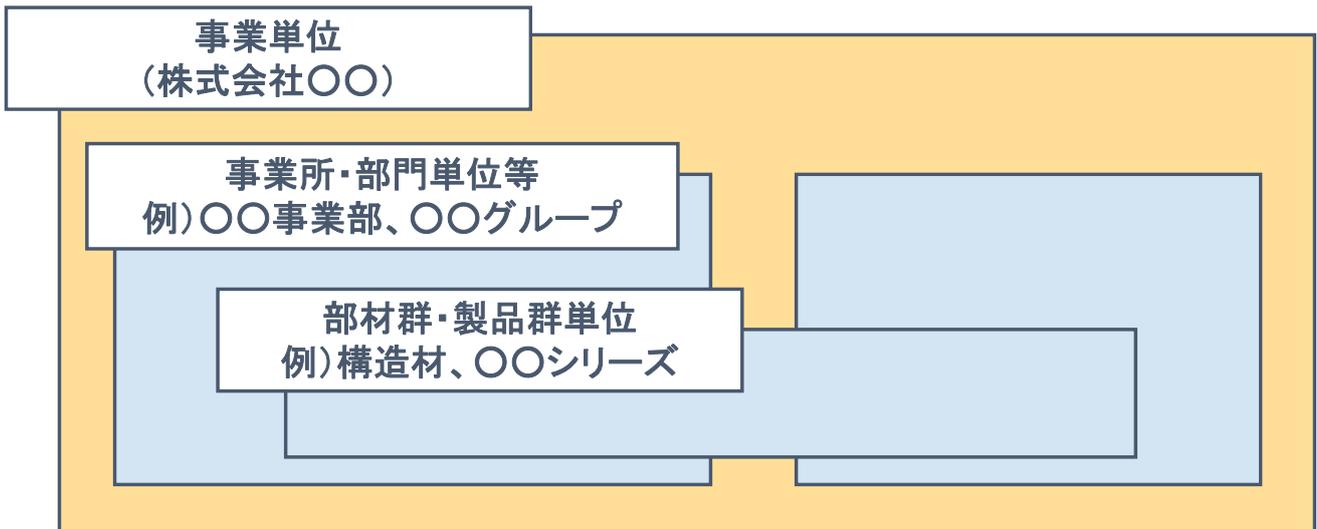
木材関連事業者の登録

8条

木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、第16条から第18条までの規定により主務大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

<p>登録木材関連事業者は、木材関連事業者と何が異なるのか。</p>	<p>登録木材関連事業者は、<u>木材関連事業者に求められる合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することに加えて、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範を設定するとともに、毎年、登録実施機関に対して実施状況を踏まえた今後の取組方針等を報告すること</u>になっています。これらを通じて、<u>登録木材関連事業者自らがPDCAサイクルを回すことで、より一層、合法伐採木材等の流通及び利用の拡大に努めて頂くことになり、更には、一般事業者の合法伐採木材等の利用促進にも繋がると考えています。</u></p>
<p>登録に必要な要件は何か。</p>	<p>「登録木材関連事業者」の登録には、<u>合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することが必要</u>です。 このため、登録申請者においては、<u>どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるか</u>について申請書に記載することが必要です。この体制の整備には、<u>分別管理や責任者の設置、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定</u>（又は既存の行動規範の見直し）が含まれます。 また、少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告することが必要です。</p>

登録する事業の範囲【9条1項関係】



9条1項

…第一種木材関連事業

…第二種木材関連事業

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項



登録後は、状況報告や、 調査への協力をするようになります

木材関連事業者は、グリーンウッド法の省令・規則に基づいて、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じることになります。登録後に取り組むことは、以下④⑤になります。

登録にかかわらず、木材関連事業者が取り組むこと	① 使用する木材等の合法性の確認	①③に加え、登録後に取り組むこと	④ 実施状況等の報告
	<ul style="list-style-type: none"> ・木材等の購入先が発行する書類その他の内容（納品書等における合法性の確認結果の記載等）を確認します。 ・合法性の確認対象は、事業者自らが調達する木材等に限られます。 ・第二種木材関連事業の場合、木材等の樹種、伐採された国や地域を把握する必要はありません。 		<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を確保するための措置の状況について、登録実施機関に報告します。
	② 記録の保存		⑤ 登録実施機関の調査への協力(必要に応じて)
	<ul style="list-style-type: none"> ・合法性の確認に関する記録及び木材等の調達時に提供を受けた書類を5年間保存します。 		<ul style="list-style-type: none"> ・登録実施機関が行う調査に協力します。
	③ 体制の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・木材等の合法性の確認その他の措置、木材等の分別管理（建築・建設事業等は除く）の実施のための責任者を設け、必要な体制を整備します。



登録には多くのメリットがあります

一般事業者や消費者、地域からの信頼、登録していない事業者との差別化、消費者PRへの活用などさまざまです

① 無登録の事業者との差別化

グリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを消費者等に明示。ものづくりや社会への取組が評価され、登録をしていない事業者との差別化を図ることができます。

② 法律に位置づけられた事業者としての社会的評価

本登録はグリーンウッド法に基づいていますので、法律に位置づけられた事業者として評価されます。

③ 地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者としての信頼性が向上

グリーンウッド法に基づき、合法伐採木材の利用促進に努めることによって、地域社会や消費者・一般事業者に対する信頼性が向上。

④ 企業ブランドの向上、社会に波及

登録木材関連事業者の責務を遂行していることを、SDGs や自社の CSR 活動*として社会に向けて発信することで、企業ブランドを高めるとともに社会に波及する効果が期待されます。

※Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任

2. これまでの主な取組状況

生産国における現地情報の収集とグリーンウッド・ナビの充実

平成29年度

- マレーシア（サバ州）
- マレーシア（サラワク州）
- マレーシア（半島部）
- インドネシア
- ベトナム
- 中国
- ペルー
- メキシコ

平成30年度
グリーンウッド・ナビ
掲載済

平成30年度

- ルーマニア
- エストニア
- ラトビア
- イタリア
- 南アフリカ
- フィジー
- フィンランド
- スウェーデン
- フィリピン
- タイ
- ブラジル
- エクアドル
- ラオス

令和元年度
グリーンウッド・ナビ
掲載済

3. 今年度における主な取組

令和元年度における主な取組

● 生産国における現地情報の収集

- 大洋州地域
 - ・中国
 - ・ベトナム
 - ・ロシア
- ・パプアニューギニア
- ・ソロモン諸島

● 追加的措置の先進事例収集

- ・フィンランド
- ・スウェーデン
- ・イギリス
- ・ドイツ
- ・オランダ

● クリーンウッド法定着実態調査

● 「クリーンウッド・ナビ」の充実

● 木材関連事業者登録の推進及び協議会による普及啓発活動への支援

- 木材関連事業者の登録を促進するため、専門家の派遣、セミナー・個別相談会の開催を支援。（中央・地方都市及び都道府県単位）
- 全国レベル及び都道府県レベルで、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を目的とした、協議会による普及啓発活動を支援。

4. 木材関連事業者の 登録状況

登録実施機関一覧(平成31年3月31日時点)

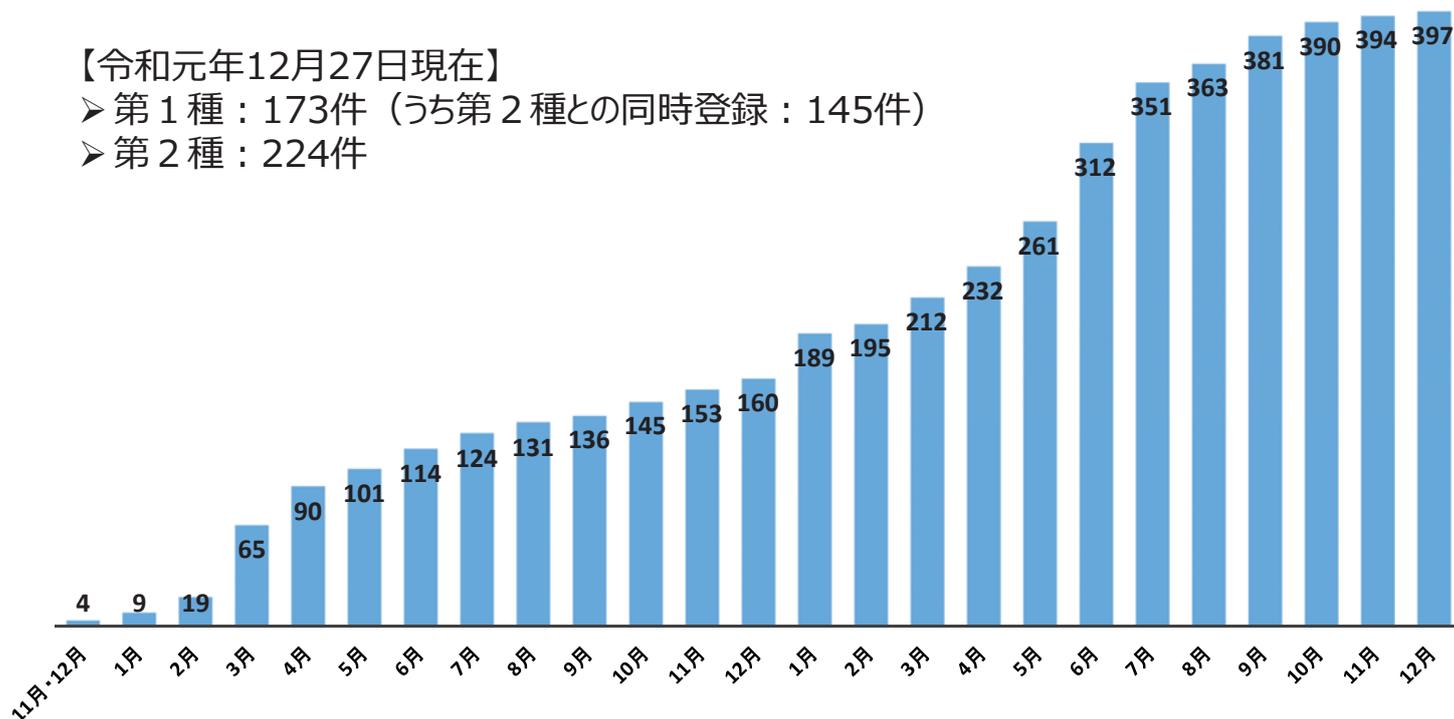
登録番号	登録実施機関の名称	登録実施事務を行う事務所の所在地	登録実施事務の対象事業	
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ⑤名古屋検査所(愛知県名古屋市) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市)	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業((2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスを用いた発電事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。)
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町2-8-4	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業
6	一般社団法人 北海道林産物検査会	北海道札幌市中央区北三条西7-1-5	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業 (北海道内に本社を有する者が行うものに限る。)

木材関連事業者 月別登録累計数:件数

【令和元年12月27日現在】

➤ 第1種：173件（うち第2種との同時登録：145件）

➤ 第2種：224件



クリーンウッド法に基づく材関連事業者の登録一覧(令和元年12月27日現在)

整理番号	登録事業者名	種別	整理番号	登録事業者名	種別
1	住友林業株式会社 木材建材事業本部	第一種、第二種	26	住友林業株式会社	第二種
2	三基型枠工業株式会社	第二種	27	株式会社アサノ不燃	第二種
3	マツシマ林工株式会社	第二種	28	ファーストブライウッド株式会社	第二種
4	ニチハ株式会社	第二種	29	双日与志本林業株式会社	第一種
5	シーシー・ジー株式会社	第二種	30	双日北海道与志本株式会社	第二種
6	株式会社GANZ PLUS	第一種、第二種	31	株式会社キーテック	第二種
7	吉野銘木製造販売株式会社	第一種、第二種	32	株式会社エフトレーディング	第一種、第二種
8	株式会社金幸	第一種、第二種	33	O&Cファイバートレーディング株式会社	第一種、第二種
9	伊藤忠建材株式会社	第一種、第二種	34	王子木材緑化株式会社	第一種、第二種
10	新潟合板振興株式会社	第二種	35	王子グリーンリソース株式会社	第一種、第二種
11	池見林産工業株式会社	第二種	36	王子製紙株式会社	第二種
12	大亜木材株式会社	第一種、第二種	37	王子マテリア株式会社	第二種
13	バナソニック 内装建材株式会社	第二種	38	王子エフテックス株式会社	第二種
14	住友林業フォレストサービス株式会社	第一種、第二種	39	王子イメージングメディア株式会社	第二種
15	株式会社 アイベツ	第一種、第二種	40	王子ネピア株式会社	第二種
16	株式会社ランパーテック工業	第一種、第二種	41	王子キノクロス株式会社	第二種
17	秋田県素材生産流通協同組合	第一種	42	王子グリーンエナジー江別株式会社	第二種
18	株式会社 イクタ	第二種	43	王子グリーンエナジー日南株式会社	第二種
19	ナイスプレカット株式会社	第二種	44	大阪製紙株式会社	第二種
20	株式会社日亜パートナーズ	第一種、第二種	45	大王製紙株式会社	第一種、第二種
21	ナイス株式会社	第一種、第二種	46	中越パルプ工業株式会社	第一種、第二種
22	カリヤアネックス株式会社	第二種	47	中越パルプ木材株式会社	第一種、第二種
23	リセン商事株式会社	第一種、第二種	48	中越緑化株式会社	第一種、第二種
24	有限会社東林業	第一種、第二種	49	特種東海製紙株式会社	第二種
25	株式会社テオーフォレスト	第一種、第二種	50	新東海製紙株式会社	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
51	日本製紙株式会社	第一種、第二種
52	兵庫バルブ工業株式会社	第二種
53	北越コーポレーション株式会社	第一種、第二種
54	北越東洋ファイバー株式会社	第二種
55	丸三製紙株式会社	第二種
56	丸住製紙株式会社	第二種
57	三菱製紙株式会社	第一種、第二種
58	レンゴー株式会社	第一種、第二種
59	レンゴーペーパービジネス株式会社	第一種、第二種
60	日成共益株式会社	第一種、第二種
61	積水ハウス株式会社	第二種
62	佐藤林業 株式会社	第一種、第二種
63	和光木材 株式会社	第二種
64	ウッドファースト株式会社	第二種
65	新潟県森林組合連合会	第一種
66	永大産業株式会社	第一種、第二種
67	ミャンマーチーク販売株式会社	第一種、第二種
68	株式会社 佐藤商店	第二種
69	南海プライウッド株式会社	第一種、第二種
70	篠崎木工株式会社	第二種
71	丸玉木材株式会社	第一種、第二種
72	阿寒木材株式会社	第一種
73	津別単板協同組合	第二種
74	伊藤忠商事株式会社 生活資材第一部	第一種
75	吉田製材株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
76	株式会社マルホン	第一種、第二種
77	協和木材株式会社	第一種、第二種
78	江間忠木材株式会社	第一種、第二種
79	江間忠ホームコンポネント株式会社	第一種、第二種
80	江間忠ウッドベース株式会社	第二種
81	江間忠ウッドベース鹿島株式会社	第二種
82	江間忠ウッドベース姫路株式会社	第二種
83	株式会社 EWBトーア	第二種
84	江間忠ラムテック株式会社	第二種
85	江間忠ソレックス株式会社	第二種
86	北日本素道株式会社	第一種、第二種
87	ニチハ株式会社	第二種
88	ニチハマテックス株式会社	第二種
89	高萩ニチハ株式会社	第二種
90	朝日ウッドテック株式会社	第二種
91	株式会社 若林木材	第二種
92	大阪府森林組合	第一種、第二種
93	住友林業クレスト株式会社	第二種
94	TOTOマテリア株式会社	第二種
95	K&Kコヤマ株式会社	第二種
96	双日株式会社 林産資源部	第一種
97	株式会社 角繁	第二種
98	アイフライ株式会社	第二種
99	株式会社茶基	第二種
100	佐藤木材工業株式会社	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
101	やまさ協同組合	第二種
102	エー・ビー・フロアー株式会社	第二種
103	バナソニック株式会社	第二種
104	株式会社 ダイウッド	第二種
105	阪和興業株式会社	第一種
106	株式会社山西	第一種、第二種
107	セトウチ化工株式会社	第二種
108	株式会社ダイフィット	第二種
109	双日建材株式会社	第一種
110	SMB建材株式会社	第一種、第二種
111	株式会社 ティ・エス・シー	第一種、第二種
112	株式会社カリヤ	第二種
113	佐伯広域森林組合	第一種、第二種
114	遠野興産株式会社	第一種
115	株式会社ワイス・ワイス	第二種
116	日本製紙木材株式会社	第一種、第二種
117	株式会社ウッドワン	第一種、第二種
118	株式会社エヌ・シー・エヌ	第二種
119	三基東日本株式会社	第二種
120	株式会社トライ・ウッド	第一種、第二種
121	株式会社カンディハウス	第一種、第二種
122	株式会社丸岩	第二種
123	有限会社 勝川木材	第一種、第二種
124	青森県森林組合連合会	第一種、第二種
125	大建工業株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
126	双日九州株式会社	第一種
127	株式会社 日田十条	第一種、第二種
128	株式会社 安成工務店	第二種
129	株式会社 大三商行	第二種
130	トリスミ集成材株式会社	第一種、第二種
131	株式会社 メーベルトコー	第二種
132	院庄林業株式会社	第一種、第二種
133	株式会社 汐見	第二種
134	東亜コルク株式会社	第二種
135	豊永林業株式会社	第一種、第二種
136	株式会社 マルホ	第一種、第二種
137	株式会社 シェルター	第二種
138	株式会社 新和建設	第二種
139	山佐木材株式会社	第一種、第二種
140	岡部興業株式会社	第二種
141	株式会社 山大	第二種
142	岐阜県木材協同組合連合会	第一種、第二種
143	小原木材株式会社	第二種
144	ジャパン建材株式会社	第一種、第二種
145	株式会社 ノダ	第一種、第二種
146	全国森林組合連合会	第一種、第二種
147	カリモク家具株式会社	第一種、第二種
148	株式会社 竹中工務店	第二種
149	株式会社 オリエント	第二種
150	株式会社 ユニウッドコーポレーション	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
151	株式会社 山長商店	第一種、第二種
152	山長林業株式会社	第一種
153	リンテック株式会社	第一種、第二種
154	株式会社筑紫	第二種
155	株式会社KEY BOARD	第二種
156	青森県森林整備事業協同組合	第一種、第二種
157	昭和住宅株式会社	第二種
158	石巻合板工業株式会社	第一種、第二種
159	稲畑産業株式会社	第一種、第二種
160	池内ベニア株式会社	第一種、第二種
161	日南製材事業協同組合	第一種、第二種
162	名古屋建工株式会社	第二種
163	株式会社ウッドイーコイケ	第一種、第二種
164	株式会社鳥取CLT	第一種、第二種
165	宮崎県森林組合連合会	第一種、第二種
166	有限会社梅弘木材	第二種
167	共栄商材株式会社	第二種
168	株式会社菊池木材店	第二種
169	株式会社木村建材店	第二種
170	株式会社鈴木材木店	第二種
171	有限会社高橋林業	第二種
172	株式会社東佳建材店	第二種
173	株式会社成田金物商店	第二種
174	株式会社ミズノ	第二種
175	ミナミ建材株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
176	株式会社田畑材木店	第二種
177	株式会社宮昇	第二種
178	有限会社最上材木店	第二種
179	有限会社ハウスパートナー平川	第二種
180	株式会社寺沢工務店	第二種
181	株式会社中屋儀右衛門	第二種
182	三浦木材株式会社	第二種
183	有限会社野島材木店	第二種
184	南材木店	第二種
185	ヨシヤ材木店	第二種
186	有限会社宮長材木店	第二種
187	株式会社仙台材木市場	第二種
188	フジ産業株式会社	第一種、第二種
189	株式会社 オロチ	第二種
190	グリーンパークN&M株式会社	第二種
191	ボラテック株式会社	第一種、第二種
192	都城原木市場株式会社	第一種
193	長野県森林組合連合会	第一種
194	秋田県森林組合連合会	第一種
195	広和林業株式会社	第二種
196	金清水材株式会社	第一種、第二種
197	江戸川ウッドテック株式会社	第二種
198	宮澤木材産業株式会社	第一種
199	物林株式会社	第一種、第二種
200	有限会社浦山工業	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
201	三津橋産業株式会社	第一種、第二種
202	道北ハウジングシステム協同組合	第二種
203	大成産業株式会社	第二種
204	株式会社東京木材相互市場	第一種、第二種
205	岐阜県森林組合連合会	第一種、第二種
206	西垣林業株式会社	第一種、第二種
207	松原産業株式会社	第一種、第二種
208	秋田製材協同組合	第二種
209	ルベシベ木材工業株式会社	第一種、第二種
210	有限会社下村林業	第一種
211	岩手県森林組合連合会	第一種、第二種
212	吉富木材株式会社	第二種
213	タマホーム株式会社	第二種
214	株式会社菅組	第二種
215	島根合板株式会社	第二種
216	協同組合オホーツクウッドピア	第二種
217	株式会社メーブルコア静岡	第二種
218	藤寿産業株式会社	第二種
219	長野県木材協同組合連合会	第二種
220	青森県木材協同組合	第一種、第二種
221	有限会社二和木材	第一種、第二種
222	株式会社FLT三重	第一種、第二種
223	耳川林業事業協同組合	第一種
224	二宮木材株式会社	第二種
225	守屋木材株式会社	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
226	株式会社松本材木店	第二種
227	岸田木材株式会社	第二種
228	パワーホーム香川株式会社	第二種
229	村地綜合木材株式会社	第一種、第二種
230	日本製紙バビリア株式会社	第一種、第二種
231	日本製紙クレシア株式会社	第一種、第二種
232	ボラテック西日本株式会社	第二種
233	セブン工業株式会社	第二種
234	株式会社丹治秀工業	第一種、第二種
235	大澤木材株式会社	第一種
236	株式会社奥羽木工所	第二種
237	丸松木材株式会社	第二種
238	株式会社横山建設	第二種
239	金子建設株式会社	第二種
240	株式会社原木工所	第二種
241	株式会社和	第二種
242	山一興業株式会社	第二種
243	株式会社出雲木材市場	第一種、第二種
244	株式会社近江ボード	第二種
245	株式会社いっこう	第二種
246	京北プレカット株式会社	第一種、第二種
247	旭化成ホームズ株式会社	第二種
248	多良木プレカット協同組合	第一種、第二種
249	秋田プライウッド株式会社	第一種、第二種
250	株式会社中東	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
251	株式会社日本木材	第一種、第二種
252	株式会社小林材木店	第二種
253	エコーウッド富山株式会社	第一種、第二種
254	角田工業株式会社	第二種
255	チューモク株式会社	第一種、第二種
256	アルプス株式会社	第一種、第二種
257	株式会社高嶺木材	第一種、第二種
258	株式会社テオリアランパーテック	第二種
259	株式会社ホーム建材店	第一種、第二種
260	株式会社森のめぐみ工房	第二種
261	ダイセン産業株式会社	第一種、第二種
262	野地木材工業株式会社	第二種
263	有限会社丸宝	第二種
264	平方木材株式会社	第二種
265	株式会社寺島製材所	第二種
266	株式会社榎本林業	第一種、第二種
267	さんもく工業株式会社	第二種
268	井上産業株式会社	第一種、第二種
269	港製器工業株式会社	第二種
270	株式会社黒松製材建設	第二種
271	上原林業株式会社	第二種
272	宮崎木材市場株式会社	第一種、第二種
273	根羽村森林組合	第一種、第二種
274	アオキ	第二種
275	中西建築	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
276	株式会社クリエイト礼文	第二種
277	山下木材株式会社	第一種、第二種
278	真庭木材市売株式会社	第一種
279	ヤマワ木材株式会社	第二種
280	株式会社リンザイ	第二種
281	有限会社マルヒ製材	第一種、第二種
282	株式会社東京工営	第一種、第二種
283	株式会社業屋六商店	第二種
284	中本造林株式会社	第一種、第二種
285	株式会社齊藤林業	第二種
286	株式会社志田材木店	第二種
287	株式会社竹内工務店	第二種
288	エコーワークス株式会社	第二種
289	株式会社T-plan	第二種
290	株式会社ゲンボク	第一種、第二種
291	株式会社山形城南木材市場	第一種、第二種
292	三又建設株式会社	第一種、第二種
293	久保産業株式会社	第二種
294	株式会社木匠	第二種
295	有限会社建徳	第二種
296	株式会社堺貿易	第一種、第二種
297	株式会社長谷萬	第二種
298	株式会社谷本建設	第二種
299	東洋テックス株式会社	第一種、第二種
300	株式会社タイセイ	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
301	三井ホーム株式会社	第二種
302	有限会社中昇木材	第一種、第二種
303	有限会社吉野木材	第二種
304	株式会社川上木材	第二種
305	有限会社谷地林業	第二種
306	有限会社マルソウ小木材木店	第二種
307	丸紅株式会社	第一種、第二種
308	株式会社トライリンクス	第一種、第二種
309	有限会社山岩木材	第二種
310	株式会社くりこまくんえん	第一種、第二種
311	株式会社伸栄木材	第一種、第二種
312	有限会社青木製材所	第二種
313	株式会社ハルキ	第二種
314	山一木材工業株式会社	第一種、第二種
315	山誠丸惣ウッド有限会社	第二種
316	株式会社東海木材相互市場	第一種、第二種
317	富士岡山運搬機株式会社	第一種、第二種
318	株式会社ソエル	第二種
319	株式会社三波化粧合板	第二種
320	アルプスカラー株式会社	第二種
321	株式会社森建築	第二種
322	株式会社前林	第一種
323	株式会社リメックス	第二種
324	加賀木材株式会社	第二種
325	ウッドスタイルクオリティー株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
326	上田産業株式会社	第二種
327	株式会社藤田木材	第二種
328	美濃清商工株式会社	第二種
329	とかがわ木材有限会社	第一種、第二種
330	須山木材株式会社	第一種、第二種
331	尾崎林産工業株式会社	第一種、第二種
332	十津川村森林組合	第一種
333	位まいのGEN有限会社	第二種
334	株式会社松井製材所	第二種
335	富山県西部森林組合	第一種
336	株式会社八興	第二種
337	都築木材株式会社	第一種、第二種
338	株式会社キシル	第一種、第二種
339	株式会社大阪木材相互市場	第二種
340	ANA-LOG	第二種
341	株式会社平川木材工業	第二種
342	中田木材工業株式会社	第一種、第二種
343	株式会社フラビー	第一種、第二種
344	木川木材株式会社	第二種
345	新産住拓株式会社	第二種
346	株式会社クトクコーポレーション	第一種、第二種
347	株式会社すまい工房	第二種
348	有限会社上林建設	第二種
349	株式会社アイテケン	第二種
350	株式会社ザイエンス	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
351	株式会社リンケン	第一種、第二種
352	株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン	第二種
353	株式会社北桑木材センター	第一種
354	株式会社かつら木材商店	第二種
355	新秋木工業株式会社	第二種
356	後藤木材株式会社	第二種
357	株式会社よつばフォレスト	第一種
358	肥後木材株式会社	第一種、第二種
359	株式会社門脇木材	第一種、第二種
360	兼松サステック株式会社	第二種
361	株式会社マルナカ	第二種
362	有限会社シガオータランパー	第二種
363	株式会社サトー住販	第二種
364	株式会社エバーフィールド	第二種
365	株式会社柴田産業	第一種
366	秋山木材産業株式会社	第二種
367	有限会社原建設	第二種
368	ノースジャパン素材流通協同組合	第一種
369	株式会社明昇進開発	第二種
370	株式会社奥建設	第二種
371	三井ホームコンポーネント株式会社	第一種、第二種
372	有限会社コバヤシ	第二種
373	丸善木材株式会社	第一種、第二種
374	有限会社ABCガーデンズ	第二種
375	株式会社曾我木材工業	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
376	昭和住宅株式会社	第二種
377	株式会社吉桑木材商会	第二種
378	協同組合いわき材加工センター	第二種
379	株式会社荒川材本店	第二種
380	株式会社サイプレス・スナダヤ	第一種、第二種
381	株式会社沼澤工務店	第二種
382	オオカワSEIZAI株式会社	第二種
383	株式会社スガノ	第二種
384	株式会社栗田商店	第二種
385	株式会社山木商行	第二種
386	上坂木材株式会社	第二種
387	株式会社よつばハウジング	第一種、第二種
388	有限会社坂田製材所	第二種
389	飛騨産業株式会社	第一種
390	株式会社龍建設	第二種
391	丸高産業株式会社	第一種、第二種
392	株式会社ウツティかわい	第一種、第二種
393	恵栄建設株式会社	第二種
394	宇敷木材工業株式会社	第一種、第二種
395	株式会社アラカイ	第一種
396	株式会社北洲	第一種、第二種
397	株式会社テーオーフローリング	第一種、第二種
398		
399		
400		

クリーンウッド法推進連絡会議

平成30年5月18日に、合法伐採木材等の利用拡大及び木材関連事業者の登録推進に向けて、関係省庁が一体となり、情報交換、意見交換及び推進運動を展開することを目的とする「クリーンウッド法推進連絡会議」を設置。

メンバー：林野庁長官、経済産業省製造産業局長、国土交通省住宅局長

【今年度の開催状況】

開催日：令和元年5月20日

各省のクリーンウッド法推進に向けた取組の進捗状況や課題について議論し、クリーンウッド法推進に向けた当面の取組として下記の内容について三省で確認した。

1. 木材関連事業者が行う合法性の確認等に係る取組
2. 木材関連事業者の登録の促進に向けた取組
3. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に係る取組

富山県合法木材普及促進地域協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、富山県合法木材普及促進地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、富山県産材をはじめとする合法木材の適切な利用拡大を通じ、森林の適正な整備・保全や地球温暖化防止、循環型社会の形成、農山村地域の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 合法木材の普及啓発に関する次の業務

- ① 合法木材の普及啓発に関する情報の交換
- ② 合法木材の利用促進に関する協力
- ③ 合法木材の利用促進に関する各団体等への周知
- ④ 合法木材の供給事業者等の登録支援

(2) 川上の林産業から川下の住宅産業等で富山県産材をはじめとする合法木材を活用した地域の経済的活性化への貢献及び普及・啓発

(3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 協議会は次の会員をもって構成する。

- (1) 林野庁中部森林管理局富山森林管理署
- (2) 富山県農林水産部森林政策課
- (3) 富山県森林組合連合会
- (4) 富山県素材生産組合
- (5) 富山県西部森林組合
- (6) 富山県木材組合連合会
- (7) 富山県建築設計監理協同組合
- (8) 富山県サプライチェーンマネジメント推進フォーラム

(役員)

第5条 協議会に役員として、会長1名、副会長1名を置く。

2 役員を選出は、会議において会員の互選により選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、規約を遵守し職務を遂行しなければならない。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて随時開催し、会長が会員を招集する。

2 会議においては、会長が議長となる。会長が欠席の場合は副会長が議長となる。

3 会議は、会員の2分の1以上の出席で成立する。

4 その他必要な事項はその都度協議会において定める。

(オブザーバー)

第9条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは協議会の意見を聴いて会長が委嘱する。

3 オブザーバーは会議において意見を述べるすることができる。

(事務局)

第10条 協議会の業務を行うため、富山県木材組合連合会内に事務局を置く。

付 則

(1) この規約は、協議会設立の日（令和2年2月7日）から施行する。

林野庁補助事業

令和元年度
協議会による普及啓発活動
報告書

2020年（令和2年）3月

一般社団法人全国木材組合連合会
〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6F
TEL : 03-3580-3215 FAX : 03-3580-3226
URL : <http://www.zenmoku.jp>